

名古屋市公報	平成24年10月11日 第978号	
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話〔052〕972-2246 編集兼 名古屋市総務局 発行人 行政改革推進部法制課長	

目次	ページ
条 例	
○ 名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例 (環境・総務課) (第60号)	7
○ 名古屋市環境影響評価条例の一部を改正する条例 (環境・総務課) (第61号)	9
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例の一部を改正する条例 (環境・総務課) (第62号)	21
規 則	
○ 名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則 (住都・総務課) (第122号)	40
告 示	
○ 土地区画整理に伴う町の区域の設定 (市経・住民課) (第469号)	42
○ 農用地利用集積計画について (緑土・農政課) (第470号)	45
○ 特定計量器の定期検査に係る手数料の収納事務の委託 (市経・計量検査所) (第471号)	46
○ 市営住宅定期入居希望者の公募並びに入居者決定の抽せん (住都・住宅管理課) (第472号)	47
○ 名古屋市国民健康保険被保険者証の更新について (健福・保険年金課) (第473号)	50
○ 市議会の議決を経た予算の要領 (財政・財政課) (第474号)	51
○ 開発行為に関する工事の完了 (住都・開発指導課) (第475号)	56
○ 名古屋市東谷山フルーツパーク駐車場の使用料納付期間について (緑土・農政課) (第476号)	57
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止 (健福・保護課) (第477号)	58
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更 (健福・保護課) (第478号)	65
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定 (健福・保護課) (第479号)	66

○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止 (健福・保護課)	(第480号)	75
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定 (健福・保護課)	(第481号)	77
○ 生活保護法による指定介護機関の廃止 (健福・保護課)	(第482号)	85
○ 生活保護法による介護機関の指定 (健福・保護課)	(第483号)	86
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止 (健福・保護課)	(第484号)	87
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の辞退 (健福・保護課)	(第485号)	89
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の休止 (健福・保護課)	(第486号)	90
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更 (健福・保護課)	(第487号)	91
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関の指定 (健福・保護課)	(第488号)	92
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定施術者の廃止 (健福・保護課)	(第489号)	94
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による施術者の指定 (健福・保護課)	(第490号)	95
○ 生活保護法による施術者の指定 (健福・保護課)	(第491号)	97
○ 道路に関する告示 (緑土・道路利活用課)	(第492号)	98
○ 有料公園施設の使用料の収納事務の委託について (緑土・緑地管理課)	(第493号)	100
○ 有料公園施設の供用時間の変更について (緑土・緑地管理課)	(第494号)	101
○ 有料公園施設の無料開放について (緑土・緑地管理課)	(第495号)	102
○ 有料公園施設の供用月日及び供用時間の変更について (緑土・緑地管理課)	(第496号)	103
○ 名古屋都市計画事業鳴海駅前第2種市街地再開発事業のC工区管理処分計画の変更 (住都・緑都市整備事務所)	(第497号)	104
公 告		
○ 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告 (上下水・給排水設備課)		105

○ 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止公告 (上下水・給排水設備課)	107
○ 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定公告 (上下水・給排水設備課)	108
○ 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の廃止公告 (上下水・給排水設備課)	109
○ 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請公告 (市経・市民活動推進センター)	110
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告 (市経・地域商業課)	115

条 例 の あ ら ま し

○ 名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例（第60号）

1 改正内容

- (1) 本市の設置する一般廃棄物処理施設における技術管理者の資格について定めます。（第21条の 2関係）
- (2) その他規定の整理を行います。（目次、第 8条、第31条の 2及び別表第 3関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

○ 名古屋市環境影響評価条例の一部を改正する条例（第61号）

1 改正内容

- (1) 事業の計画の立案段階における環境の保全のために配慮すべき事項についての検討その他の手続を定めます。（第 7条から第 8条関係）
- (2) 方法書要約書の作成及び方法書説明会の開催について定めます。（第 9条及び第11条の 2関係）
- (3) インターネットの利用等による公表について定めます。（第 7条の 2、第 7条の 5、第10条、第13条、第16条、第20条、第22条、第24条、第28条、第29条の 2及び第31条関係）
- (4) 長期化する工事への対応について定めます。（第27条から第29条の 2関係）
- (5) その他規定の整備を行います。（目次、第 1条から第 6条、第 8条の 2、第14条、第15条、第18条、第21条、第23条、第30条、第32条から第 35条の 2、第37条、第42条、第44条、第45条及び第48条関係）

2 施行期日等

- (1) 平成25年 4月 1日から施行します。ただし、一部の規定は、別に規則で定める日から施行します。
- (2) 技術指針等の策定その他の行為は、施行日前においても行うことがで

きることとします。

- (3) この条例による改正後の名古屋市環境影響評価条例第 7 条から第 8 条までの規定は、施行日前に方法書が提出された対象事業については、適用しない等の経過措置を定めます。

○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例の一部を改正する条例（第62号）

1 改正内容

- (1) 自主的な調査で汚染が判明した際に必要な手続きを定めます。（第57条の 2関係）
- (2) 汚染が判明した土地において講ずべき措置の内容を、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれの有無に応じたものに改めます。（第58条から第58条の 9関係）
- (3) 汚染土壌を搬出する際に必要な手続を定めます。（第60条から第60条の 6関係）
- (4) その他規定の整備を行います。（目次、第 2 条、第52条から第57条、第59条、第60条の 7から第61条の 2、第 126 条、第 129 条、第 131 条及び第 134 条関係）

2 施行期日等

- (1) 平成25年 4月 1日（以下「施行日」といいます。）から施行します。
- (2) 土壌汚染等対策指針の策定その他の行為は、施行日前においても行うことができることとします。
- (3) 施行日前にこの条例による改正前の市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例第54条第 1項の規定により調査に着手した者に係る同条第 2項の規定による報告については、なお従前の例による等の経過措置を定めます。

規 則 の あ ら ま し

○ 名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則（第 122号）

1 改正内容

市営住宅に付随する駐車場の公用開始等に伴い、別表を改正します。（別表関係）

2 施行期日

平成24年11月 1日（使用手続等に関する規定は公布の日）から施行します。

名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年10月 4 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第60号

名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例

名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成 4 年名古屋市条例第 46号）の一部を次のように改正する。

目次中「第21条」を「第21条の 2」に改める。

第 8 条第 2 項中「再生資源の利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第48号）第 2 条第 1 項」を「資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第48号）第 2 条第 4 項」に改める。

第 3 章中第21条の次に次の 1 条を加える。

（技術管理者の資格）

第21条の 2 法第21条第 3 項に規定する条例で定める資格は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第17条第 1 項各号に掲げる資格とする。

第31条の 2 中「第 9 条の 3 第 7 項」を「第 9 条の 3 第 8 項」に改める。

別表第 3 中「第 7 条第 4 項」を「第 7 条第 6 項」に、「第 7 条第 5 項」を「第 7 条第 7 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

名古屋市環境影響評価条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年10月 4 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第61号

名古屋市環境影響評価条例の一部を改正する条例

名古屋市環境影響評価条例（平成10年名古屋市条例第40号）の一部を次のように改正する。

目次中 「第2章 事前配慮（第6条―第7条） 第3章 技術指針（第8条）」を 「第2章 技術指針（第6条） 第3章 計画段階配慮 第1節 計画段階環 第2節 事業計画の 6条） の手続等 境配慮書（第7条―第7条の5） に、「―第24条」を「・第24条」に、「― 検討等（第8条・第8条の2） 」 第26条」を「・第26条」に、「―第32条」を「・第32条」に、「第34条―第35 条」を「第33条の2―第35条の2」に改める。

第1条中「事前配慮」を「計画段階配慮」に改める。

第2条第3号中「第9条第2項に規定する」を「第7条第2項の規定を実施できる」に改め、同条第4号を次のように改める。

- (4) 計画段階配慮 事業者が対象事業に係る計画の立案の段階において、当該対象事業の実施が想定される区域（以下「実施想定区域」という。）における当該対象事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項（以下「計画段階配慮事項」という。）について検討すること及び環境の保全の見地から配慮することをいう。

第3条及び第4条中「事前配慮」を「計画段階配慮」に改める。

第5条中「に定める」の次に「計画段階配慮、」を加える。

第2章及び第3章を次のように改める。

第2章 技術指針

（技術指針の策定等）

第6条 市長は、対象事業に係る計画段階配慮、環境影響評価及び事後調査が科学的知見に基づき適切に行われるようにするため、本市の区域における環境の特性等を考慮して、計画段階配慮、環境影響評価及び事後調査に係る技術的な事項に関する指針（以下「技術指針」という。）を策定するものとする。

2 技術指針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 計画段階配慮事項並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法並びに環境の保全の見地から配慮すべき事項
- (2) 環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価の手法
- (3) 事後調査の項目及び手法
- (4) その他計画段階配慮、環境影響評価及び事後調査に係る技術的な事項

3 市長は、技術指針について最新の科学的知見に基づき検討を加え、必要があると認めるときは、技術指針を改定するものとする。

4 市長は、技術指針を策定し、又は改定するときは、あらかじめ、名古屋市環境影響評価審査会の意見を聴くものとし、当該技術指針を策定し、又は改定したときは、これを告示するものとする。

第3章 計画段階配慮の手続等

第1節 計画段階環境配慮書

(配慮書の作成等)

第7条 事業者は、技術指針で定めるところにより、対象事業に係る計画段階配慮を行わなければならない。

2 事業者は、前項の規定により計画段階配慮を行った後、技術指針で定めるところにより、当該計画段階配慮の結果に係る次に掲げる事項を記載した計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）を作成し、市長に提出しなければならない。

(1) 事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 対象事業の名称、目的及び内容

(3) 対象事業の実施想定区域及びその周辺地域の概況

(4) 対象事業に係る2以上の計画について、計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの

(5) 環境の保全の見地から配慮した内容

3 前項の配慮書には、当該配慮書の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、市長が定めるものを添付するものとする。

(配慮書の告示及び縦覧)

第7条の2 市長は、配慮書の提出を受けたときは、その旨を告示し、当該配慮書の写しを当該告示の日から起算して30日間公衆の縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(配慮書の周知)

第7条の3 事業者は、前条の縦覧期間内に、対象事業の実施想定区域及びその周辺地域内の住民に対し、規則で定めるところにより、当該配慮書の内容について周知を図らなければならない。

(配慮書についての意見の提出等)

第7条の4 配慮書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第7条の2の告示の日から起算して45日以内に、規則で定めるところにより、当該意見を市長に提出することができる。

2 市長は、前項の意見の提出を受けたときは、その写しを事業者に送付する

ものとする。

(配慮書についての市長の意見等)

第7条の5 市長は、第7条の2の告示の日から起算して規則で定める期間内に、前条第1項の意見に配慮して、配慮書について環境の保全の見地からの意見を記載した書類（以下「配慮意見書」という。）を作成し、事業者に送付するものとする。

2 市長は、配慮意見書の作成に当たっては、事業者に対し、前条第1項の意見についての見解又は必要な資料の提出を求めることができる。

3 市長は、配慮意見書の作成に当たっては、必要に応じて、名古屋市環境影響評価審査会の意見を聴くものとする。

4 市長は、配慮意見書を作成したときは、その旨を告示し、当該配慮意見書の写しを当該告示の日から起算して15日間公衆の縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

第2節 事業計画の検討等

(事業計画の検討)

第8条 事業者は、配慮意見書の送付を受けたときは、その意見を勘案するとともに、第7条の4第1項の意見に配慮して、配慮書の内容及び対象事業に係る計画について検討を加えるものとする。

(法第2種事業に係る適用)

第8条の2 法第2条第3項に規定する第2種事業を実施しようとする者（法第3条の10第1項の規定による通知をした者を除く。）については、事業者とみなし、第7条から前条までの規定を適用する。

第9条第1項第5号中「第7条第1項の規定に基づき行った事前配慮の」を「対象事業に係る計画について環境の保全の見地から配慮した」に改め、同号を同項第8号とし、同項中第4号を第7号とし、第3号の次に次の3号を加える。

(4) 第7条の4第1項の意見の概要

(5) 配慮意見書に記載された市長の意見

(6) 前2号の意見についての事業者の見解

第9条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 前項の方法書には、その内容を要約した書類（以下「方法書要約書」という。）を添付するものとする。

3 第1項の方法書には、当該方法書及び前項の方法書要約書の電磁的記録であって、市長が定めるものを添付するものとする。

第10条中「告示するとともに」を「告示し」に改め、「当該方法書」の次に「及び方法書要約書」を、「供する」の次に「とともに、インターネットの利用その他の方法により公表する」を加える。

第11条の次に次の1条を加える。

（方法書説明会の開催等）

第11条の2 事業者は、第10条の縦覧期間内に対象事業の実施予定地又はその周辺地域内において、方法書の内容を周知するための説明会（以下「方法書説明会」という。）を開催しなければならない。この場合において、対象事業の実施予定地又はその周辺地域内に方法書説明会を開催する適当な場所がないときは、対象事業の実施予定地又はその周辺地域以外の地域において開催することができる。

2 事業者は、方法書説明会を開催するときは、当該方法書説明会の開催を予定する日時、場所その他の規則で定める事項を記載した書類を市長に提出するとともに、あらかじめ、これらの事項について対象事業の実施予定地及びその周辺地域内の住民に対し、周知を図らなければならない。

3 市長は、事業者が方法書説明会の開催を予定する日時及び場所を定めようとするときは、事業者に対し、助言を行うことができる。

4 事業者は、天災その他の事業者の責めに帰することができない事由により方法書説明会を開催することができない場合には、対象事業の実施予定地及びその周辺地域内の住民に対し、方法書要約書の提供その他の必要な措置を講ずることにより、当該方法書説明会の開催に代えることができる。

5 事業者は、方法書説明会を開催したとき又は前項の規定により方法書説明会に代わる必要な措置を講じたときは、速やかに、その状況等を記載した書類を作成し、市長に提出しなければならない。

第13条第4項中「供する」の次に「とともに、インターネットの利用その他の方法により公表する」を加える。

第14条第1項中「第9条第1項第4号」を「第9条第1項第7号」に改める。

第15条第1項第1号中「第3号まで及び第5号」を「第6号まで及び第8号」に改め、同条第2項中「要約書」を「準備書要約書」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 第1項の準備書には、当該準備書及び前項の準備書要約書の電磁的記録であって、市長が定めるものを添付するものとする。

第16条第1項中「告示するとともに」を「告示し」に、「要約書」を「準備書要約書」に改め、「供する」の次に「とともに、インターネットの利用その他の方法により公表する」を加える。

第18条の見出し中「説明会」を「準備書説明会」に改め、同条第1項中「ための説明会」の次に「（以下「準備書説明会」という。）」を加え、「説明会を開催する」を「準備書説明会を開催する」に改め、同条第2項中「説明会」を「準備書説明会」に改め、同条第4項中「説明会」を「準備書説明会」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「説明会」を「準備書説明会」に、「要約書」を「準備書要約書」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 市長は、事業者が準備書説明会の開催を予定する日時及び場所を定めようとするときは、事業者に対し、助言を行うことができる。

第20条第2項中「告示するとともに」を「告示し」に改め、「供する」の次に「とともに、インターネットの利用その他の方法により公表する」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の見解書には、当該見解書の電磁的記録であって、市長が定めるものを添付するものとする。

第21条第1項中「前条第2項」を「前条第3項」に改める。

第22条第1項中「第20条第2項」を「第20条第3項」に改め、同条第3項中「供する」の次に「とともに、インターネットの利用その他の方法により公表する」を加える。

第23条に次の1項を加える。

- 2 前項の評価書には、当該評価書の電磁的記録であって、市長が定めるものを添付するものとする。

第24条中「告示するとともに」を「告示し」に改め、「供する」の次に「とともに、インターネットの利用その他の方法により公表する」を加える。

第27条の見出し中「及び」を「、供用の開始及び工事の」に改め、同条第2項中「に係る工事」の次に「の全部」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 事業者は、対象事業に係る工事の全部を完了する前に、土地又は工作物の供用を開始するときは、あらかじめ、供用開始予定年月日その他必要な事項を市長に届け出なければならない。

第28条第1項中「工事完了の届出」を「供用開始の届出（供用開始の届出をしない場合にあっては工事完了の届出）」に、「当該工事完了後」を「対象事業に係る土地又は工作物の供用開始後及び工事完了後（以下「供用開始後」という。）」に改め、同条第2項中「告示するとともに」を「告示し」に改め、「供する」の次に「とともに、インターネットの利用その他の方法により公表する」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の事後調査計画書には、当該事後調査計画書の電磁的記録であって、市長が定めるものを添付するものとする。

第29条第1項中「に係る」の次に「工事中及び供用開始後の」を加え、同条第4項及び第5項を削る。

第29条の次に次の1条を加える。

（事後調査結果報告書等の作成等）

第29条の2 事業者は、第29条第1項の規定による事後調査を行ったときは、技術指針で定めるところにより、事後調査結果報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

2 事業者は、対象事業に係る工事を規則で定める期間を超えて行おうとするときは、技術指針で定めるところにより、一定期間ごとに、工事中の事後調査の結果等に係る事後調査結果中間報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

3 事業者は、供用開始後、定常状態に至るまでに相当期間を要するときは、技術指針で定めるところにより、対象事業に応じた適切な時期に、供用開始後の事後調査の結果等に係る事後調査結果中間報告書を作成し、市長に提出

しなければならない。

4 事後調査結果報告書及び事後調査結果中間報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 第28条第1項第1号から第4号までに掲げる事項

(2) 事後調査の結果

(3) 前条第3項の規定により環境の保全のための措置を講じたときはその内容

(4) その他市長が指示する事項

5 事後調査結果報告書及び事後調査結果中間報告書には、当該報告書の電磁的記録であって、市長が定めるものを添付するものとする。

6 市長は、事後調査結果報告書又は事後調査結果中間報告書の提出を受けたときは、その旨を告示し、当該報告書の写しを当該告示の日から起算して15日間公衆の縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

第30条中第3項を第4項とし、同条第2項中「事後調査結果報告書の提出を受けた場合において、名古屋市環境影響評価審査会の意見を聴いた上で」を「前項の意見を踏まえ」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、事後調査結果報告書又は事後調査結果中間報告書の提出を受けた場合は、必要に応じて、名古屋市環境影響評価審査会の意見を聴くものとする。

第31条第1項中「第29条第5項の規定による」を「第29条の2第6項の規定による供用開始後の事後調査結果報告書の」に改め、「（工事完了後のものに限る。）」を削り、「ときは」の次に「、変更予定年月日の30日前までに」を加え、同条中第5項を第7項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、「による」の次に「環境影響評価、事後調査その他の手続の全部又は一部を再度行う必要がある旨の」を加え、同項を同条第6項とし、同項の前に次の1項を加える。

5 市長は、第3項の規定による通知をしたときは、その旨を告示し、第1項の規定による届出及び当該通知の写しを当該告示の日から起算して15日間公

衆の縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

第31条中第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、「において」の次に「、当該届出の日から起算して規則で定める期間内に」を加え、「と認めるときは、その旨」を「か否かを判断し、その結果」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による届出には、当該届出の電磁的記録であって、市長が定めるものを添付するものとする。

第32条第1項中「第10条」を「第7条の2」に、「第29条第5項の規定による」を「第29条の2第6項の規定による供用開始後の事後調査結果報告書の」に改め、「（工事完了後のものに限る。）」を削り、同項第2号中「第9条第1項第2号に掲げる事項」を「対象事業の名称、目的及び内容」に改め、同条第3項中「事業者が行った」及び「事業者について行われた」の次に「計画段階配慮、」を加える。

第33条中「に関する」の次に「計画段階配慮、」を加える。

第8章中第34条の前に次の1条を加える。

（法対象事業に係る指針の策定）

第33条の2 市長は、法対象事業に係る事後調査が科学的知見に基づき適切に行われるようにするため、本市の区域における環境の特性等を考慮して、事後調査の項目及び手法その他事後調査に係る技術的な事項に関する指針（以下「法対象事業に係る技術指針」という。）を策定するものとする。

2 第6条第3項及び第4項の規定は、法対象事業に係る技術指針について準用する。この場合において、第6条第3項及び第4項中「技術指針」とあるのは「法対象事業に係る技術指針」と読み替えるものとする。

第34条中「第7条並びに」及び「事前配慮及び」を削る。

第35条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（法対象事業等に係る市長の意見形成の手続）」を付し、同条中「、第20条第2項」を「、第20条第3項」に、「（法第20条第2項及び法第48条第2項において準用する場合並びに法第40条第2項の規定により読み替えて適用される）」を「又は第4項及び法第20条第2項又は第4項（法第40条第2項の規定により読み替えて適用される場

合及び法第48条第2項において準用する」に改める。

第35条の次に次の1条を加える。

第35条の2 市長が、法、愛知県環境影響評価条例（平成10年愛知県条例第47号）等の規定（前条に掲げる規定を除く。）により環境の保全の見地からの意見を求められた場合は、必要に応じて、名古屋市環境影響評価審査会の意見を聴くものとする。

第37条及び第42条中「事前配慮」を「計画段階配慮」に改める。

第44条第1項第2号中「越えて」を「超えて」に改め、同条第3項及び第4項中「第31条第4項」を「第31条第6項」に改める。

第45条第1項中「対象事業の」の次に「実施想定区域、」を、「における」の次に「計画段階配慮、」を加え、同条第2項中「に係る」の次に「計画段階配慮、」を加える。

第48条第1項中「ときは」の次に「、計画段階配慮」を、同条第2項第1号中「違反して」の次に「計画段階配慮、」を加え、同項第2号中「第31条第5項」を「第31条第7項」に改め、同項第3号中「第30条第2項」を「第30条第3項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成25年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から、附則第11条の規定は規則で定める日から施行する。

（準備行為）

第2条 この条例による改正後の名古屋市環境影響評価条例（以下「新条例」という。）第6条の規定に基づく技術指針の策定その他の行為及び新条例第33条の2の規定に基づく法対象事業（新条例第2条第2号に規定する法対象事業をいう。以下同じ。）の技術指針の策定その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

（経過措置）

第3条 新条例第7条から第8条までの規定は、施行日前にこの条例による改

正前の名古屋市環境影響評価条例（以下「旧条例」という。）第9条第1項の規定により方法書を提出している対象事業（新条例第2条第2号に規定する対象事業をいう。以下同じ。）については、適用しない。この場合において、新条例第32条第1項中「第7条の2の規定による告示」とあるのは「第10条の規定による告示」と読み替えるものとする。

第4条 この条例の施行の際現に旧条例第9条第1項の規定により方法書を提出している対象事業については、旧条例の規定を適用し旧条例第13条第4項の規定による告示及び縦覧が行われるまでの間は、なお従前の例による。

第5条 この条例の施行の際、従前の事後調査その他の手続等に関する定めに従って作成された書類は、規則で定めるところにより、新条例の相当する規定により作成された事後調査その他の手続に関する書類とみなす。

第6条 この条例の施行の際現に工事の全部を完了する前に土地又は工作物の供用を開始している対象事業又は法対象事業に係る新条例第27条第2項（新条例第34条において準用する場合を含む。）の規定による届出については、施行日から60日以内に行わなければならない。この場合において、新条例第27条第2項中「供用を開始するときは、あらかじめ、供用開始予定年月日」とあるのは「供用を開始しているときは、供用開始年月日」と読み替えるものとする。

第7条 この条例の施行の際現に工事を規則で定める期間を超えて行っている対象事業に係る新条例第29条の2第2項の規定による事後調査結果中間報告書については、施行日から180日以内に作成し、市長に提出しなければならない。ただし、附則第5条の規定により、新条例第29条の2第2項の規定により作成された事後調査結果中間報告書とみなされた書類がある場合は、この限りでない。

第8条 新条例第33条の2に規定する法対象事業に係る技術指針は、施行日以後に工事に着手する法対象事業について適用し、施行日前に工事に着手している法対象事業については、なお従前の例による。

第9条 新条例第34条において準用する新条例第29条の2第2項及び第3項の規定は、施行日前に工事に着手した法対象事業については、適用しない。

第10条 対象事業（その対象事業について、旧条例の規定により作成された書

類のいずれかがある場合における当該対象事業を除く。)のうち、施行日前に都市計画法（昭和43年法律第100号）第17条第1項の規定による公告が行われた同法の都市計画に定められた事業（当該都市計画に定められた都市施設に係る事業を含む。）であって、施行日以後その内容を変更せず、又は規則で定める軽微な変更その他の規則で定める変更のみをして実施されるものについては、新条例第3章から第7章までの規定は、適用しない。

- 2 前項に規定する対象事業を実施しようとする者は、同項の規定にかかわらず、当該対象事業について、環境の保全の見地から適正な配慮を行うため、新条例第3章から第6章までの規定の例による計画段階配慮、環境影響評価、事後調査その他の手続を行うことができる。この場合において、市長は、当該手続の実施に関し、必要な助言を行い、又は協議を求めることができる。

第11条 施行日以後に事業者となるべき者及び法第2条第3項に規定する第2種事業を実施しようとする者は、附則第2条の規定による技術指針の告示の日以後施行日前において新条例第7条から第8条までの規定の例による計画段階配慮その他の手続を行うことができる。この場合において、旧条例第7条の規定は、適用しない。

- 2 前項に規定する者は、同項の規定により計画段階配慮その他の手続を行うこととしたときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出るものとする。
- 3 市長は、前項の規定による届出があったときは、その旨を告示するものとする。
- 4 前項の規定による告示が行われた場合において、第1項に規定する者が新条例第7条から第8条までの規定の例による計画段階配慮その他の手続を行ったときは、市長は、当該規定の例による手続を行うものとする。
- 5 前項の規定による手続が行われた対象事業については、当該手続は、新条例の相当する規定により施行日に行われたものとみなす。

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

平成24年10月 4 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第62号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例の一部を改
正する条例

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条
例第15号）の一部を次のように改正する。

目次中「第61条」を「第61条の 2」に改める。

第 2 条中第 9 号を第11号とし、第 8 号を第10号とし、第 7 号を第 9 号とし、
第 6 号の次に次の 2 号を加える。

(7) 特定有害物質 土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第 2 条第 1 項に
規定する特定有害物質をいう。

(8) 特定有害物質等 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液
体をいう。

第52条第 1 項中「（土壤又は地下水の汚染の原因となる有害な物質として規
則で定めるものをいう。以下同じ。）」を削り、「拡散の防止に関する」を「
除去等の」に改める。

第53条第1項中「特定有害物質」及び「特定有害物質又はこれを含む排出ガス、汚水、廃液等（以下「特定有害物質等」という。）」を「特定有害物質等」に改める。

第54条を次のように改める。

（汚染状況の調査等）

第54条 特定有害物質等を取り扱い、又は取り扱っていた工場等（以下「特定有害物質等取扱工場等」という。）を設置している者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。以下「特定有害物質等取扱事業者」という。）は、当該特定有害物質等取扱工場等の敷地である土地の土壌及び土地にある地下水の特定有害物質による汚染の状況を把握するよう努めなければならない。

- 2 市長は、特定有害物質等取扱工場等の敷地である土地が特定有害物質によって汚染されているおそれがあると認めるときは、規則で定めるところにより、当該特定有害物質等取扱事業者に対し、当該土地の土壌及び当該土地にある地下水の特定有害物質による汚染の状況について、土壌汚染対策法第4条第2項に規定する指定調査機関（以下「指定調査機関」という。）に土壌汚染等対策指針で定める方法により調査させて、その結果を報告すべきことを命ずることができる。

第55条の見出し中「改変」を「の形質の変更」に改め、同条第1項を次のように改める。

特定有害物質等取扱事業者は、その設置している特定有害物質等取扱工場等の敷地において、土地の掘削その他の土地の形質の変更（以下「土地の形質の変更」という。）であって、その対象となる土地の面積が規則で定める規模のものをしようとするときは、当該土地の形質の変更に着手する日までに、規則で定めるところにより、当該土地の形質の変更（盛土を除く。）に係る土地の土壌及び土地にある地下水の特定有害物質による汚染の状況について、指定調査機関に土壌汚染等対策指針で定める方法により調査させて、その結果を市長に報告しなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

- (1) 軽易な行為その他の行為であって、規則で定めるもの

(2) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

第55条第2項中「行う」を「させる」に、「改変」を「土地の形質の変更」に、「、同項」を「、前項」に、「を行い」を「させて」に改め、同条第3項中「ときは」の次に「、規則で定めるところにより」を加え、「期限を定めて、調査結果の」を「その」に、「勧告する」を「命ずる」に改める。

第56条第1項中「前条第1項又は第2項」を「第54条第2項又は前条第1項若しくは第2項」に改め、「地下水の」の次に「特定有害物質による」を加え、「する」を「させる」に改め、同条第2項中「特定有害物質等取扱事業者が」、「届出をせず、又は」及び「届出を行い、又はその」を削る。

第57条を次のように改める。

(大規模な土地の形質の変更時の調査)

第57条 土地の形質の変更であって、その対象となる土地の面積が規則で定める規模以上のものをしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の30日前までに、規則で定めるところにより、当該土地における過去の特定有害物質等を取り扱っていた工場等の設置の状況その他の規則で定める事項を調査し、その結果を市長に報告しなければならない。

2 第55条第1項ただし書の規定は、前項の土地の形質の変更について準用する。

第57条の次に次の1条を加える。

(自主調査に係る報告)

第57条の2 第54条第2項並びに第55条第1項及び第2項の土壤及び地下水の特定有害物質による汚染の状況の調査（以下「土壤汚染等調査」という。）並びに土壤汚染対策法第2条第2項に規定する土壤汚染状況調査以外の土壤及び地下水の特定有害物質による汚染の状況の調査（以下「自主調査」という。）を行った者は、その結果、当該自主調査に係る土地の土壤又は土地にある地下水の特定有害物質による汚染状態が規則で定める基準（以下「土壤汚染等処理基準」という。）に適合しないことが判明したときは、規則で定めるところにより、速やかに、市長に報告しなければならない。ただし、当該土地の区域について土壤汚染対策法第14条第1項の申請があった場合（当該申請に係る特定有害物質の種類が、当該自主調査の結果、土壤汚染等処理

基準に適合しないことが判明した特定有害物質の種類と同じである場合に限る。) は、この限りでない。

第58条を次のように改める。

(措置管理区域の指定等)

第58条 市長は、土地が次の各号のいずれにも該当すると認める場合には、当該土地の区域を、その土地が特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置（以下「汚染の除去等の措置」という。）を講ずることが必要な区域として指定するものとする。

(1) 土壤汚染等調査又は自主調査の結果、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤汚染等処理基準に適合しないこと。

(2) 土壤の特定有害物質による汚染により、人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして規則で定める基準に該当すること。

2 市長は、前項の規定による指定をするときは、規則で定めるところにより、その旨を告示しなければならない。

3 第1項の規定による指定は、前項の告示によってその効力を生ずる。

4 市長は、汚染の除去等の措置により、第1項の規定による指定に係る区域（以下「措置管理区域」という。）の全部又は一部について同項の規定による指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該措置管理区域の全部又は一部について同項の規定による指定を解除するものとする。

5 市長は、措置管理区域の全部又は一部について土壤汚染対策法第6条第1項又は第11条第1項の規定による指定がされた場合（当該指定に係る特定有害物質の種類が当該措置管理区域の指定に係る特定有害物質の種類と同じである場合に限る。）においては、当該措置管理区域の全部又は一部について第1項の規定による指定を解除するものとする。

6 第2項及び第3項の規定は、前2項の規定による解除について準用する。

第58条の次に次の8条を加える。

(汚染の除去等の措置)

第58条の2 市長は、前条第1項の規定による指定をしたときは、規則で定めるところにより、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため必要な

限度において、措置管理区域内の土地の所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）に対し、相当の期限を定めて、当該措置管理区域内において汚染の除去等の措置を講ずべきことを指示するものとする。ただし、当該土地の所有者等以外の者の行為によって当該土地の土壌の特定有害物質による汚染が生じたことが明らかな場合であって、その行為をした者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に汚染の除去等の措置を講じさせることが相当であると認められ、かつ、これを講じさせることについて当該土地の所有者等に異議がないときは、規則で定めるところにより、その行為をした者に対し、指示するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による指示をするときは、当該措置管理区域において講ずべき汚染の除去等の措置及びその理由その他規則で定める事項を示さなければならない。
- 3 第1項の規定により指示を受けた者は、同項の期限までに、前項の規定により示された汚染の除去等の措置又はこれと同等以上の効果を有すると認められる汚染の除去等の措置として土壌汚染等対策指針で定めるもの（以下「健康被害防止措置等」という。）を講じなければならない。
- 4 市長は、前項に規定する者が健康被害防止措置等を講じていないと認めるときは、規則で定めるところにより、その者に対し、当該健康被害防止措置等を講ずべきことを命ずることができる。
- 5 前2項の規定によって講ずべき健康被害防止措置等に関する技術的基準は、土壌汚染等対策指針で定める。

（措置管理区域内における土地の形質の変更の禁止）

第58条の3 措置管理区域内においては、何人も、土地の形質の変更をしてはならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

- (1) 前条第1項の規定により指示を受けた者が健康被害防止措置等として行う行為
- (2) 通常管理行為、軽易な行為その他の行為であって、土壌汚染等対策指針で定めるもの
- (3) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
（拡散防止管理区域の指定等）

第58条の4 市長は、土地が第58条第1項第1号に該当し、同項第2号に該当しないと認める場合であって、かつ、土壌の特定有害物質による汚染により、生活環境に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして規則で定める基準に該当すると認める場合には、当該土地の区域を、その土地が特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による生活環境に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置（以下「汚染の拡散の防止等の措置」という。）を講ずることが必要な区域として指定するものとする。

2 市長は、汚染の拡散の防止等の措置により、前項の規定による指定に係る区域（以下「拡散防止管理区域」という。）の全部又は一部について同項の規定による指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該拡散防止管理区域の全部又は一部について同項の規定による指定を解除するものとする。

3 市長は、拡散防止管理区域の全部又は一部について土壌汚染対策法第6条第1項又は第11条第1項の規定による指定がされた場合（当該指定に係る特定有害物質の種類が当該拡散防止管理区域の指定に係る特定有害物質の種類と同じである場合に限る。）においては、当該拡散防止管理区域の全部又は一部について第1項の規定による指定を解除するものとする。

4 第58条第2項及び第3項の規定は、第1項の規定による指定及び前2項の規定による解除について準用する。

5 拡散防止管理区域の全部又は一部について第58条第1項の規定による指定がされた場合においては、当該拡散防止管理区域の全部又は一部について第1項の規定による指定が解除されたものとする。この場合において、同条第2項の規定による指定の告示をしたときは、前項において準用する同条第2項の規定による解除の告示をしたものとみなす。

（汚染の拡散の防止等の措置）

第58条の5 市長は、前条第1項の規定による指定をしたときは、規則で定めるところにより、当該汚染による生活環境に係る被害を防止するため必要な限度において、拡散防止管理区域内の土地の所有者等に対し、相当の期限を定めて、当該拡散防止管理区域内において汚染の拡散の防止等の措置を講ずべきことを指示するものとする。ただし、当該土地の所有者等以外の者の行

為によって当該土地の土壌の特定有害物質による汚染が生じたことが明らか
な場合であつて、その行為をした者（相続、合併又は分割によりその地位を
承継した者を含む。以下この項において同じ。）に汚染の拡散の防止等の措
置を講じさせることが相当であると認められ、かつ、これを講じさせること
について当該土地の所有者等に異議がないときは、規則で定めるところによ
り、その行為をした者に対し、指示するものとする。

2 市長は、前項の規定による指示をするときは、当該拡散防止管理区域にお
いて講ずべき汚染の拡散の防止等の措置及びその理由その他規則で定める事
項を示さなければならない。

3 第1項の規定により指示を受けた者は、同項の期限までに、前項の規定に
より示された汚染の拡散の防止等の措置又はこれと同等以上の効果を有する
と認められる汚染の拡散の防止等の措置として土壌汚染等対策指針で定める
もの（以下「生活環境保全措置等」という。）を講じなければならない。

4 市長は、前項に規定する者が生活環境保全措置等を講じていないと認める
ときは、規則で定めるところにより、その者に対し、当該生活環境保全措置
等を講ずべきことを命ずることができる。

5 前2項の規定によって講ずべき生活環境保全措置等に関する技術的基準は、
土壌汚染等対策指針で定める。

（土壌汚染対策法第11条第1項の規定により指定された区域の土地における
汚染の拡散の防止）

第58条の6 市長は、土壌汚染対策法第11条第1項の規定により指定された土
地が第58条の4第1項の規則で定める基準に該当すると認める場合には、当
該土地の区域を、同項の規定による指定をしたものとみなして、前条の規定
を適用する。

（拡散防止管理区域内における土地の形質の変更の届出及び計画変更命令）

第58条の7 拡散防止管理区域内において土地の形質の変更をしようとする者
は、当該土地の形質の変更に着手する日の14日前までに、規則で定めると
ころにより、当該土地の形質の変更の種類、場所、施行方法及び着手予定日そ
の他規則で定める事項を市長に届け出なければならない。ただし、次に掲げ
る行為については、この限りでない。

- (1) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であって、土壤汚染等対策指針で定めるもの
 - (2) 拡散防止管理区域が指定された際既に着手していた行為
 - (3) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
- 2 拡散防止管理区域が指定された際当該拡散防止管理区域内において既に土地の形質の変更に着手している者は、その指定の日から起算して14日以内に、規則で定めるところにより、市長にその旨を届け出なければならない。
- 3 拡散防止管理区域内において非常災害のために必要な応急措置として土地の形質の変更をした者は、当該土地の形質の変更をした日から起算して14日以内に、規則で定めるところにより、市長にその旨を届け出なければならない。
- 4 市長は、第1項の届出を受けた場合において、その届出に係る土地の形質の変更の施行方法が土壤汚染等対策指針で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受けた日から14日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る土地の形質の変更の施行方法に関する計画の変更を命ずることができる。

(形質変更時届出管理区域の指定等)

- 第58条の8 市長は、土地が第58条第1項第1号に該当し、同項第2号に該当しないと認める場合であって、かつ、第58条の4第1項の規則で定める基準に該当しないと認める場合には、当該土地の区域を、その土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域として指定するものとする。
- 2 市長は、土壤の特定有害物質による汚染の除去により、前項の規定による指定に係る区域（以下「形質変更時届出管理区域」という。）の全部又は一部について同項の規定による指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該形質変更時届出管理区域の全部又は一部について同項の規定による指定を解除するものとする。
- 3 市長は、形質変更時届出管理区域の全部又は一部について土壤汚染対策法第6条第1項又は第11条第1項の規定による指定がされた場合（当該指定に係る特定有害物質の種類が当該形質変更時届出管理区域の指定に係る特定有

害物質の種類と同じである場合に限る。)においては、当該形質変更時届出管理区域の全部又は一部について第1項の規定による指定を解除するものとする。

- 4 第58条第2項及び第3項の規定は、第1項の規定による指定及び前2項の規定による解除について準用する。
- 5 形質変更時届出管理区域の全部又は一部について第58条第1項又は第58条の4第1項の規定による指定がされた場合においては、当該形質変更時届出管理区域の全部又は一部について第1項の規定による指定が解除されたものとする。この場合において、第58条第2項（第58条の4第4項において準用する場合を含む。）の規定による指定の告示をしたときは、前項において準用する第58条第2項の規定による解除の告示をしたものとみなす。

（形質変更時届出管理区域内における土地の形質の変更の届出及び計画変更命令）

第58条の9 形質変更時届出管理区域内において土地の形質の変更をしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の14日前までに、規則で定めるところにより、当該土地の形質の変更の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他規則で定める事項を市長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

- (1) 通常管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、土壤汚染等対策指針で定めるもの
 - (2) 形質変更時届出管理区域が指定された際既に着手していた行為
 - (3) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
- 2 形質変更時届出管理区域が指定された際当該形質変更時届出管理区域内において既に土地の形質の変更に着手している者は、その指定の日から起算して14日以内に、規則で定めるところにより、市長にその旨を届け出なければならない。
 - 3 形質変更時届出管理区域内において非常災害のために必要な応急措置として土地の形質の変更をした者は、当該土地の形質の変更をした日から起算して14日以内に、規則で定めるところにより、市長にその旨を届け出なければならない。

- 4 市長は、第1項の届出を受けた場合において、その届出に係る土地の形質の変更の施行方法が土壤汚染等対策指針で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受けた日から14日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る土地の形質の変更の施行方法に関する計画の変更を命ずることができる。

第59条及び第60条を次のように改める。

(管理区域台帳)

第59条 市長は、措置管理区域の台帳、拡散防止管理区域の台帳及び形質変更時届出管理区域の台帳（以下この条において「管理区域台帳」という。）を調製し、これを保管しなければならない。

- 2 管理区域台帳の記載事項その他その調製及び保管に関し必要な事項は、規則で定める。
- 3 市長は、管理区域台帳の閲覧を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒むことができない。

(管理汚染土壤の搬出時の届出及び計画変更命令)

第60条 措置管理区域、拡散防止管理区域又は形質変更時届出管理区域（以下「管理区域」という。）内の土地の土壤（指定調査機関が土壤汚染等対策指針で定める方法により調査した結果、特定有害物質による汚染状態が土壤汚染等処理基準に適合すると市長が認めたものを除く。以下「管理汚染土壤」という。）を当該管理区域外へ搬出しようとする者（その委託を受けて当該管理汚染土壤の運搬のみを行おうとする者を除く。）は、当該管理汚染土壤の搬出に着手する日の14日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として当該搬出を行う場合及び管理汚染土壤を試験研究の用に供するために当該搬出を行う場合は、この限りでない。

- (1) 当該管理汚染土壤の特定有害物質による汚染状態
- (2) 当該管理汚染土壤の体積
- (3) 当該管理汚染土壤の運搬の方法
- (4) 当該管理汚染土壤を運搬する者及び当該管理汚染土壤を処理する者の氏名又は名称

- (5) 当該管理汚染土壌を処理する施設の所在地
 - (6) 当該管理汚染土壌の搬出の着手予定日
 - (7) その他規則で定める事項
- 2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項を変更しようとするときは、その届出に係る行為に着手する日の14日前までに、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。
- 3 非常災害のために必要な応急措置として管理汚染土壌を当該管理区域外へ搬出した者は、当該管理汚染土壌を搬出した日から起算して14日以内に、規則で定めるところにより、市長にその旨を届け出なければならない。
- 4 市長は、第1項又は第2項の届出があった場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その届出を受けた日から14日以内に限り、その届出をした者に対し、当該各号に定める措置を講ずべきことを命ずることができる。
- (1) 運搬の方法が土壌汚染等対策指針で定める管理汚染土壌の運搬に関する基準に違反している場合 当該管理汚染土壌の運搬の方法を変更すること。
 - (2) 第60条の3第1項の規定に違反して当該管理汚染土壌の処理を土壌汚染対策法第16条第4項第2号に規定する汚染土壌処理業者（以下「汚染土壌処理業者」という。）に委託しない場合 当該管理汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託すること。

第60条の次に次の6条を加える。

（運搬に関する基準）

第60条の2 管理区域外において管理汚染土壌を運搬する者は、土壌汚染等対策指針で定める管理汚染土壌の運搬に関する基準に従い、当該管理汚染土壌を運搬しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として当該運搬を行う場合は、この限りでない。

（管理汚染土壌の処理の委託）

第60条の3 管理汚染土壌を当該管理区域外へ搬出する者（その委託を受けて当該管理汚染土壌の運搬のみを行う者を除く。）は、当該管理汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 管理汚染土壌を当該管理区域外へ搬出する者が汚染土壌処理業者であって当該管理汚染土壌を自ら処理する場合
- (2) 非常災害のために必要な応急措置として当該搬出を行う場合
- (3) 管理汚染土壌を試験研究の用に供するために当該搬出を行う場合

2 前項本文の規定は、非常災害のために必要な応急措置として管理汚染土壌を当該管理区域外へ搬出した者について準用する。ただし、当該搬出をした者が汚染土壌処理業者であって当該管理汚染土壌を自ら処理する場合は、この限りでない。

(措置命令)

第60条の4 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、管理汚染土壌の特定有害物質による汚染の拡散の防止のため必要があると認めるときは、当該各号に定める者に対し、相当の期限を定めて、当該管理汚染土壌の適正な運搬及び処理のための措置その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

- (1) 第60条の2の規定に違反して当該管理汚染土壌を運搬した場合 当該運搬を行った者
- (2) 前条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定に違反して当該管理汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託しなかった場合 当該管理汚染土壌を当該管理区域外へ搬出した者（その委託を受けて当該管理汚染土壌の運搬のみを行った者を除く。）

(管理票)

第60条の5 管理汚染土壌を当該管理区域外へ搬出する者は、その管理汚染土壌の運搬又は処理を他人に委託する場合には、規則で定めるところにより、当該委託に係る管理汚染土壌の引渡しと同時に当該管理汚染土壌の運搬を受託した者（当該委託が管理汚染土壌の処理のみに係るものである場合にあっては、その処理を受託した者）に対し、当該委託に係る管理汚染土壌の特定有害物質による汚染状態及び体積、運搬又は処理を受託した者の氏名又は名称その他規則で定める事項を記載した管理票を交付しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として当該搬出を行う場合及び管理汚染土壌を試験研究の用に供するために当該搬出を行う場合は、この限りで

- ない。
- 2 前項本文の規定は、非常災害のために必要な応急措置として管理汚染土壌を当該管理区域外へ搬出した者について準用する。
 - 3 管理汚染土壌の運搬を受託した者（以下「運搬受託者」という。）は、当該運搬を終了したときは、第1項（前項において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）の規定により交付された管理票に規則で定める事項を記載し、規則で定める期間内に、第1項の規定により管理票を交付した者（以下この条において「管理票交付者」という。）に当該管理票の写しを送付しなければならない。この場合において、当該管理汚染土壌について処理を委託された者があるときは、当該処理を委託された者に管理票を回付しなければならない。
 - 4 管理汚染土壌の処理を受託した者（以下「処理受託者」という。）は、当該処理を終了したときは、第1項の規定により交付された管理票又は前項後段の規定により回付された管理票に規則で定める事項を記載し、規則で定める期間内に、当該処理を委託した管理票交付者に当該管理票の写しを送付しなければならない。この場合において、当該管理票が同項後段の規定により回付されたものであるときは、当該回付をした者にも当該管理票の写しを送付しなければならない。
 - 5 管理票交付者は、前2項の規定による管理票の写しの送付を受けたときは、当該運搬又は処理が終了したことを当該管理票の写しにより確認し、かつ、当該管理票の写しを当該送付を受けた日から規則で定める期間保存しなければならない。
 - 6 管理票交付者は、規則で定める期間内に、第3項又は第4項の規定による管理票の写しの送付を受けないとき、又はこれらの規定に規定する事項が記載されていない管理票の写し若しくは虚偽の記載のある管理票の写しの送付を受けたときは、速やかに、当該委託に係る管理汚染土壌の運搬又は処理の状況を把握し、その結果を市長に届け出なければならない。
 - 7 運搬受託者は、第3項前段の規定により管理票の写しを送付したとき（同項後段の規定により管理票を回付したときを除く。）は当該管理票を当該送付の日から、第4項後段の規定による管理票の写しの送付を受けたときは当

該管理票の写しを当該送付を受けた日から、それぞれ規則で定める期間保存しなければならない。

- 8 処理受託者は、第4項前段の規定により管理票の写しを送付したときは、当該管理票を当該送付の日から規則で定める期間保存しなければならない。

(虚偽の管理票の交付等の禁止)

第60条の6 何人も、管理汚染土壌の運搬を受託していないにもかかわらず、前条第3項に規定する事項について虚偽の記載をして管理票を交付してはならない。

- 2 何人も、管理汚染土壌の処理を受託していないにもかかわらず、前条第4項に規定する事項について虚偽の記載をして管理票を交付してはならない。

- 3 運搬受託者又は処理受託者は、受託した管理汚染土壌の運搬又は処理を終了していないにもかかわらず、前条第3項又は第4項の送付をしてはならない。

(汚染土壌処理業に係る生活環境影響調査の実施等)

第60条の7 土壌汚染対策法第22条第1項又は第23条第1項の許可の申請をしようとする者は、土壌汚染等対策指針で定めるところにより、当該申請に係る同法第22条第1項に規定する汚染土壌処理施設（以下「汚染土壌処理施設」という。）において同法第16条第1項に規定する汚染土壌（以下「汚染土壌」という。）を処理することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（以下「生活環境影響調査」という。）を行わなければならない。

- 2 前項の規定により生活環境影響調査を行った者は、同項の許可の申請をする日までに、当該生活環境影響調査の結果を勘案して汚染土壌処理施設の構造その他の規則で定める事項を記載した汚染土壌の処理の事業に関する計画書を作成し、これに当該生活環境影響調査の結果を記載した書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 3 市長は、前項の計画書の提出があったときは、当該計画書を提出した者に対し、当該計画書について生活環境の保全上の見地からの意見を書面により述べるものとする。

- 4 第2項の計画書を提出した者は、当該計画書に係る汚染土壌の処理の事業に前項の意見を反映させるよう努めなければならない。

第61条を次のように改める。

(記録の保管及び承継)

第61条 土壤汚染等調査を行った特定有害物質等取扱事業者若しくは自主調査を行った者又は汚染の除去等の措置を講じた者若しくは汚染の拡散の防止等の措置を講じた者（次項において「特定有害物質等取扱事業者等」という。）は、土壤汚染等調査若しくは自主調査又は汚染の除去等の措置若しくは汚染の拡散の防止等の措置について記録を作成し、保管しておかなければならない。

- 2 特定有害物質等取扱事業者等は、土壤汚染等調査若しくは自主調査を行い、又は汚染の除去等の措置若しくは汚染の拡散の防止等の措置を講じた土地を譲渡するときは、前項に規定する記録を当該土地を譲り受ける者に引き継がなければならない。

第3章第8節中第61条の次に次の1条を加える。

(適用除外)

第61条の2 第54条第2項並びに第55条第1項及び第2項の規定は、土壤汚染対策法第3条第1項の規定による調査に係る土地（同項ただし書の規定による確認に係る土地を除く。）又は同法第4条第2項若しくは同法第5条第1項の規定による命令に係る土地に特定有害物質等取扱工場等を設置している特定有害物質等取扱事業者については適用しない。

- 2 第55条第1項及び第2項並びに第57条の規定は、次の各号に掲げる行為については適用しない。

- (1) 第58条の2第1項の規定により指示を受けた者が健康被害防止措置等として行う行為
- (2) 拡散防止管理区域内又は形質変更時届出管理区域内における土地の形質の変更
- (3) 土壤汚染対策法第7条第1項の規定により指示を受けた者が同条第3項に規定する指示措置等として行う行為
- (4) 土壤汚染対策法第11条第1項の規定により指定された同条第2項に規定する形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更

第126条第1項中「、第55条第3項（第57条第4項及び第59条第5項におい

て準用する場合を含む。）」及び「（第57条第3項及び第58条第2項において準用する場合を含む。）、第59条第2項」を削る。

第129条を次のように改める。

第129条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

(1) 第21条、第22条第2項、第35条第2項、第38条第2項、第44条第2項、第50条第2項、第54条第2項、第55条第3項、第58条の2第4項、第58条の5第4項、第58条の7第4項、第58条の9第4項、第60条第4項、第60条の4、第69条又は第70条第2項の規定による命令に違反した者

(2) 第58条の3の規定に違反した者

第131条第2号中「第30条第1項」の次に「、第58条の7第1項、第58条の9第1項、第60条第1項若しくは第2項」を加え、同条に次の8号を加える。

(3) 第60条の2の規定に違反して、管理汚染土壌を運搬した者

(4) 第60条の3第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

(5) 第60条の5第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、管理票を交付せず、又は同条第1項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票を交付した者

(6) 第60条の5第3項前段又は第4項の規定に違反して、管理票の写しを送付せず、又はこれらの規定に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票の写しを送付した者

(7) 第60条の5第3項後段の規定に違反して、管理票を回付しなかった者

(8) 第60条の5第5項、第7項又は第8項の規定に違反して、管理票又はその写しを保存しなかった者

(9) 第60条の6第1項又は第2項の規定に違反して、虚偽の記載をして管理票を交付した者

(10) 第60条の6第3項の規定に違反して、送付をした者

第134条第1号中「第48条第2項」の次に「、第56条第1項、第58条の7第2項若しくは第3項、第58条の9第2項若しくは第3項、第60条第3項、第60条の5第6項」を加え、同条中第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を

加える。

(3) 第57条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(4) 第60条の7第1項の規定に違反して生活環境影響調査を行わず、又は同条第2項の規定による計画書の提出をせず、若しくは虚偽の計画書を提出した者

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成25年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

第2条 この条例による改正後の市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（以下「新条例」という。）第52条の規定に基づく土壌汚染等対策指針の策定その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

(経過措置)

第3条 施行日前にこの条例による改正前の市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（以下「旧条例」という。）第54条第1項の規定により調査に着手した者に係る同条第2項の規定による報告については、なお従前の例による。

2 施行日前に旧条例第56条第1項の規定により計画書の作成に着手した者に係る旧条例第55条、第56条及び第57条第2項から第4項までの規定による手続については、なお従前の例による。

3 施行日以後に前2項の規定により報告された調査は、新条例第57条の2に規定する土壌汚染等調査とみなす。

第4条 新条例第57条第1項の規定は、施行日以後に土地の形質の変更（新条例第55条第1項に規定する土地の形質の変更をいう。以下同じ。）に着手する者（施行日前に当該土地の形質の変更に係る土地について旧条例第57条第1項の規定による報告をした者を除く。）について適用する。この場合において、施行日から起算して30日を経過する日までの間に土地の形質の変更に着手する者に対する新条例第57条第1項の適用については、同項中「当該土

地の形質の変更に着手する日の30日前までに」とあるのは「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例の一部を改正する条例（平成24年名古屋市条例第62号）の施行の日以後速やかに」と読み替えるものとする。

第5条 新条例第57条の2の規定は、施行日以後に同条に規定する自主調査に着手する者について適用する。

第6条 施行日前に旧条例第58条第1項の規定により計画書の作成に着手した者に係る旧条例第58条及び第59条の規定による手続については、なお従前の例による。

2 施行日前に旧条例第54条第2項の規定により報告された土地又は旧条例第55条第1項若しくは第2項若しくは第57条第2項の規定による調査の結果、土壌又は地下水の特定有害物質による汚染状態が旧条例第54条第2項に規定する規則で定める基準に適合しないことが判明した土地であって、この条例の施行の際現に当該基準に適合しない土地の区域は、新条例第58条の8第2項に規定する形質変更時届出管理区域とみなす。

3 施行日以後に前項の規定により形質変更時届出管理区域とみなされた土地の区域において当該土地の形質の変更に着手する者であって、施行日前に当該土地の形質の変更について旧条例第58条第1項の規定による届出をした者は、新条例第58条の9第1項の規定による届出をしたものとみなす。

第7条 新条例第58条の6の規定は、施行日以後に土壌汚染対策法第11条第1項の規定により指定された土地の区域について適用する。

第8条 施行日以後に附則第6条第2項の規定により形質変更時届出管理区域とみなされた土地の区域に係る新条例第59条第1項の適用については、同項中「調整し」とあるのは「相当の期間内に調整し」と読み替えるものとする。

第9条 新条例第60条第1項の規定は、施行日から起算して14日を経過する日以後に管理汚染土壌を当該管理区域（同項に規定する管理区域をいう。）外へ搬出しようとする者（その委託を受けて当該管理汚染土壌の運搬のみを行おうとする者を除く。）について適用する。

第10条 旧条例第57条第1項に規定する大規模土地改変者に係る旧条例第60条第1項の規定による記録の作成及び保管並びに同条第2項の規定による記録の承継については、なお従前の例による。

- 第11条 施行日前にした旧条例第55条第3項（第57条第4項及び第59条第5項において準用する場合を含む。）、第56条第2項（第57条第3項及び第58条第2項において準用する場合を含む。）及び第59条第2項の規定に基づく勧告並びに第59条第3項の規定に基づく命令については、なお従前の例による。
- 2 附則第6条第1項及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年10月 1 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第 122 号

名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市営住宅条例施行細則（平成 9 年名古屋市規則第 114 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 1 公営住宅に付随する駐車場の表江松荘の項中

「	1 号から32号まで	を	「	5 号から15号まで、22 号から32号まで及び43 号から55号まで	に改める。
	33号から42号まで			33号から39号まで	
」			」		

附 則

- 1 この規則は、平成24年11月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の規定により新たに公用開始する駐車場を使用させるために必要

な手続その他の行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

名古屋市告示第 469 号

土地区画整理に伴う町の区域の設定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 260 条第 1 項の規定に基づき、本市緑区の別図第 1 に示す区域において、平成24年11月10日から、町の区域を別図第 2 のように設定することとしたので、告示します。

平成24年10月 1 日

名古屋市長 河 村 た か し

1 区域を設定する町の名称及びその区域

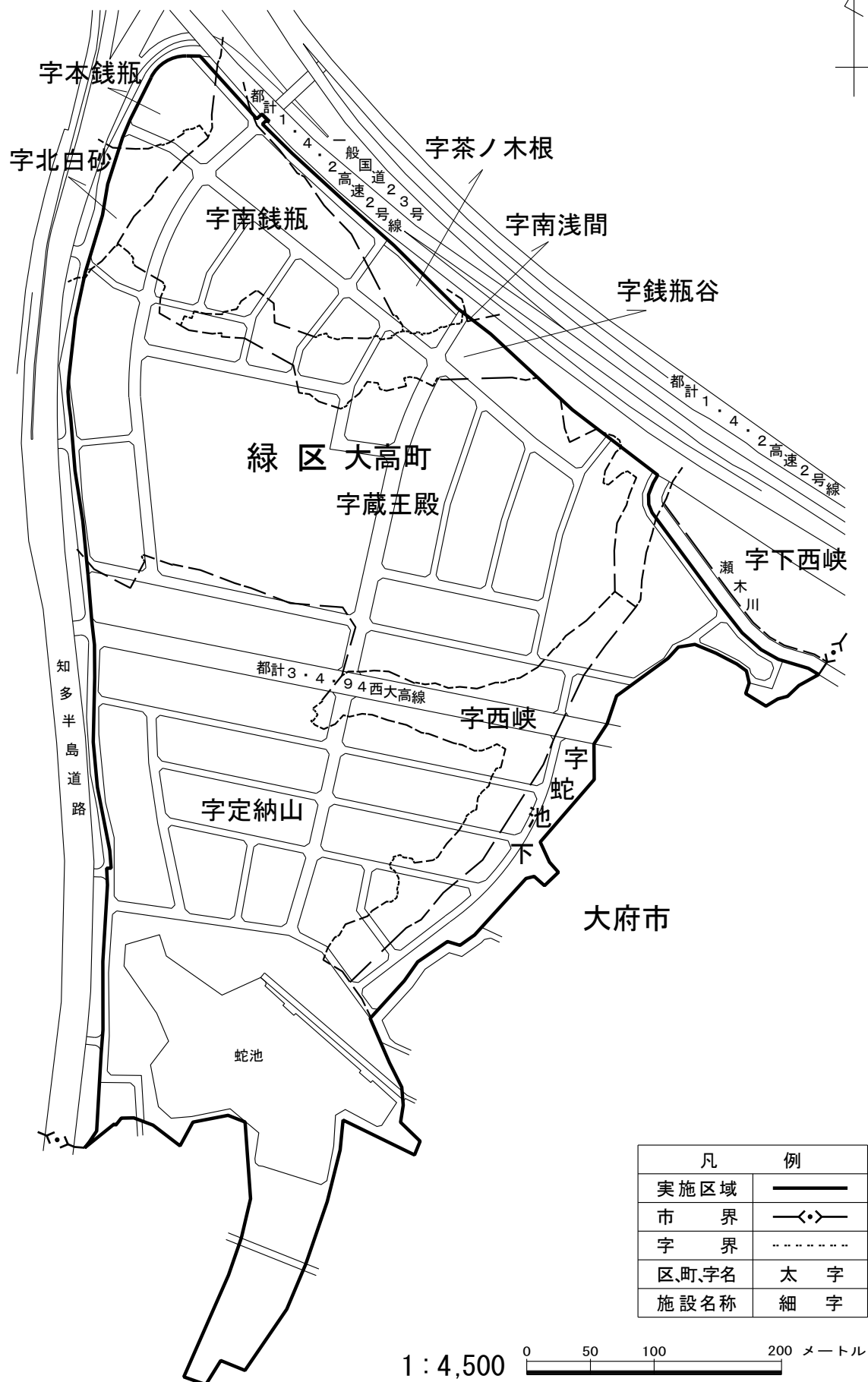
(1) 名称

じょうのうやまいっちょうめ じょうのうやま に ちょうめ
定納山一丁目及び定納山二丁目

(2) 区域

別図第 2 のとおり

名古屋市市民経済局地域振興部住民課



別図第2



名古屋市告示第 470号

農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第 1項の規定により農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

なお、当該農用地利用集積計画は、次のように縦覧に供します。

平成24年10月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

1 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市緑政土木局農政課

（名古屋市役所西庁舎 5階）

2 縦覧日時

名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日以外の日の午前 8時45分から午後 5時30分まで。ただし、正午から午後 1時までの間を除きます。

名古屋市緑政土木局農政課

名古屋市告示第 471 号

特定計量器の定期検査に係る手数料の収納事務の委託

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 20 条第 1 項の規定により指定定期検査機関が行う特定計量器の定期検査に係る手数料の収納事務を、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、次のとおり委託しましたので、同条第 2 項の規定により告示します。

平成 24 年 10 月 1 日

名古屋市長 河 村 た か し

1 受託者

名古屋市中村区則武一丁目 9 番 9 号

社団法人 愛知県計量連合会

会長 池田 一

2 委託期間

平成 24 年 10 月 1 日から平成 24 年 12 月 27 日まで

名古屋市市民経済局市民生活部計量検査所

名古屋市告示第 472号

市営住宅定期入居希望者の公募並びに入居者決定の抽せん

名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号。以下「住宅条例」という。）第 4条第 1項の規定により、市営住宅の定期入居を希望する者を次のとおり公募します。

なお、住宅条例第 8条第 1項の規定による選考の結果入居申込者数が公募戸数を超えた場合には、同条第 2項の規定により、入居者決定の抽せんを行います。

平成24年10月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

1 申込みの資格

- (1) 申込み受付け期間末日において申込者本人の年齢が40歳未満であること。
- (2) 市内に居住しているか、又は市内に勤務場所を有すること。
- (3) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の予約者で平成25年 4月 30日までに全員で入居できるもの及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）があること。
- (4) 住宅条例第 5条第 1項第 3号に規定する基準の収入（改良住宅にあつては、住宅条例第42条第 5項において読み替えられた収入）があつて、独立の生計を営み、住宅条例に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力があること。
- (5) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (6) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3年法律第77号）第 2条第 6号に規定する暴力団員でないこと。
- (7) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が市営住宅又は定住促進住宅に入居していた者であつて、未納の家賃又は損害賠償金があるも

のでないこと。

- (8) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が住宅条例第34条第1項（第1号、第3号、第4号及び第5号に該当するときに限る。）又は名古屋市定住促進住宅条例（平成6年名古屋市条例第46号。以下「定住条例」という。）第20条第1項（第1号、第3号、第4号及び第5号に該当するときに限る。）の規定による明渡しの請求を受けて市営住宅又は定住促進住宅を明け渡した者であって、その明渡しの日の翌日から起算して3年（ただし、住宅条例第20条の2又は定住条例第16条の2の規定に違反したことにより明渡請求を受けた者については10年、そのうち高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として住宅条例第5条第2項で定める者は5年）を経過しないものでないこと。

- (9) 原則として、保証人1名を立てることができること。

2 申込み用紙の交付

(1) 場所

各区役所及び各区役所支所並びに名古屋市住宅供給公社管理部管理課、各方面事務所及び住まいの窓口

(2) 日時

ア 各区役所・各区役所支所

平成24年10月9日（火）から10月17日（水）までの午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、13日（土）及び14日（日）を除く。

イ 名古屋市住宅供給公社管理部管理課及び各方面事務所

平成24年10月9日（火）から10月17日（水）までの午前8時45分から午後5時15分（木曜日は午後7時）まで。ただし、13日（土）及び14日（日）を除く。

ウ 住まいの窓口

平成24年10月9日（火）から10月17日（水）までの午前10時から午後7時まで。ただし、10日（水）及び11日（木）を除く。

3 申込みの受付

(1) 方法

郵送による。

(2) 期間

平成24年10月10日（水）から10月17日（水）まで。ただし、期間内の消印のあるもののうち、平成24年10月22日（月）までに到着したものは有効とする。

4 抽せん

(1) 場所

名古屋市西区浄心一丁目 1番 6号

シティ・ファミリー浄心 名古屋市住宅供給公社 2階入札室

(2) 日時

平成24年11月 9日（金）午前10時00分

5 公募予定戸数

(1) 公営住宅

空家住宅 40戸

(2) 改良住宅

空家住宅 10戸

6 その他

申込者のなかった住宅については、先着順受付の対象とする。

名古屋市住宅都市局住宅部住宅管理課

名古屋市告示第 473号

名古屋市国民健康保険被保険者証の更新について

国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第 7条の 2第 1項及び
名古屋市国民健康保険条例施行細則（昭和36年名古屋市規則第16号）第25条の
規定により、平成24年10月31日までに被保険者証を更新します。

平成24年10月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市健康福祉局生活福祉部保険年金課

名古屋市告示第474号

市議会の議決を経た予算の要領

地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、平成24年9月27日本市市議会の議決を経た予算の要領を次のとおり公表します。

平成24年10月2日

名古屋市長 河村 たかし

- 1 平成24年度名古屋市一般会計補正予算（第2号）
- 2 平成24年度名古屋市病院事業会計補正予算（第1号）

名古屋市財政局財政部財政課

平成24年度名古屋市一般会計補正予算（第2号）

平成24年度名古屋市一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ585,237千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

1,029,542,437千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
9 国庫支出金		150,884,029	9,000	150,893,029
	2 補助金	23,231,334	9,000	23,240,334
10 県支出金		41,690,473	227,978	41,918,451
	2 補助金	15,696,341	227,978	15,924,319
14 繰越金		1	348,259	348,260
	1 繰越金	1	348,259	348,260
歳 入	合 計	1,028,957,200	585,237	1,029,542,437

歳 出

款	項	補 正 前 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
4 子 ども 青 少 年 費		128,098,801	368,737	128,467,538
	1 子 ども 青 少 年 費	128,098,801	368,737	128,467,538
5 環 境 費		36,740,215	4,500	36,744,715
	1 環 境 保 全 費	5,696,162	4,500	5,700,662
6 市 民 経 済 費		115,645,704	30,000	115,675,704
	4 産 業 費	90,171,316	30,000	90,201,316
7 緑 政 土 木 費		62,230,650	147,000	62,377,650
	2 道 路 橋 り よ う 費	18,911,409	147,000	19,058,409
8 住 宅 都 市 費		52,114,804	17,000	52,131,804
	1 都 市 計 画 費	28,990,286	17,000	29,007,286
9 消 防 費		28,307,782	18,000	28,325,782
	1 消 防 費	28,307,782	18,000	28,325,782
歳 出	合 計	1,028,957,200	585,237	1,029,542,437

平成24年度名古屋市病院事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 平成24年度名古屋市病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成24年度名古屋市病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既定予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入	千円	千円	千円
第1款 東部医療センター収益	12,531,196	2,014	12,533,210
第2項 医 業 外 収 益	1,218,640	2,014	1,220,654
収 入 合 計	27,413,269	2,014	27,415,283
支 出	千円	千円	千円
第1款 東部医療センター費	12,340,628	2,014	12,342,642
第1項 医 業 費 用	12,268,895	2,014	12,270,909
支 出 合 計	28,421,165	2,014	28,423,179

名古屋市告示第 475号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第35条第 1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成24年10月 2日

名古屋市長 河 村 た か し

1 許可年月日及び許可番号

平成23年 3月18日 22指令住開指第 194号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

名古屋市千種区月ヶ丘 3丁目13番 2、14番の一部、14番 1の一部、15番の一部、16番 1の一部、16番 5の一部、46番及び47番の一部

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

名古屋市千種区月ヶ丘 3丁目 5番55号
宮田みゑ

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

名古屋市告示第 476号

名古屋市東谷山フルーツパーク駐車場の使用料納付期間について

名古屋市東谷山フルーツパーク条例施行細則（昭和55年名古屋市規則第59号）第4条の2第1項の規定により、名古屋市東谷山フルーツパークの駐車場を利用しようとする者が使用料を納付しなければならない期間は、次のとおりとします。

平成24年10月 2日

名古屋市長 河 村 た か し

使用料を納付しなければならない期間

平成24年10月 6日（土）から同月 8日（月）まで

名古屋市緑政土木局農政課

名古屋市告示第 477号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国
後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項の規定において準用する同法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 4項の規定において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成24年10月 3日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問介護

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
くまねこ介護サポート	名古屋市北区御成通 1丁目 9番地の 1	平成24年 4月30日
ヘルパーステーション 「友」	名古屋市中村区靖国町 1丁目90番地	平成24年 6月30日
フォレストオペレーショ ンケアセンター	名古屋市瑞穂区惣作町 1丁目20番地 の 2	平成24年 3月31日
愛知さわやかケアセンタ ー	名古屋市守山区西新10番21号	平成24年 6月30日
コープあいち福祉サービ ス名東	名古屋市名東区香南一丁目 401番地	平成24年 4月30日

2 介護予防訪問介護

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
くまねこ介護サポート	名古屋市北区御成通 1丁目 9番地の 1	平成24年 4月30日
ヘルパーステーション 「友」	名古屋市中村区靖国町 1丁目90番地	平成24年 6月30日
フォレストオペレーショ ンケアセンター	名古屋市瑞穂区惣作町 1丁目20番地の 2	平成24年 3月31日
愛知さわやかケアセンタ ー	名古屋市守山区西新10番21号	平成24年 6月30日
コープあいち福祉サービ ス名東	名古屋市名東区香南一丁目 401番地	平成24年 4月30日

3 訪問看護

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
小口整形外科	名古屋市千種区覚王山通 8丁目70番地の 1	平成24年 4月30日
自由ヶ丘医院	名古屋市千種区希望ヶ丘 1丁目 7番 13号	平成24年 2月23日
もくれんクリニック	名古屋市東区白壁一丁目45番地	平成24年 4月30日
訪問看護マザーズ	名古屋市西区菊井一丁目 2番 4号	平成24年 4月 1日
珪山会大門訪問看護ステ ーション	名古屋市中村区賑町 5番地	平成22年 12月12日
愛知さわやかケアセンタ ー訪問看護ステーション	名古屋市守山区西新10番21号	平成24年 6月30日

朝日クリニック	名古屋市名東区香南一丁目 417番地	平成18年 3月31日
---------	--------------------	----------------

4 介護予防訪問看護

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
小口整形外科	名古屋市千種区覚王山通 8丁目70番地の 1	平成24年 4月30日
自由ヶ丘医院	名古屋市千種区希望ヶ丘 1丁目 7番13号	平成24年 2月23日
もくれんクリニック	名古屋市東区白壁一丁目45番地	平成24年 4月30日
訪問看護マザーズ	名古屋市西区菊井一丁目 2番 4号	平成24年 4月 1日
珪山会大門訪問看護ステーション	名古屋市中村区賑町 5番地	平成22年 12月12日
愛知さわやかケアセンター訪問看護ステーション	名古屋市守山区西新10番21号	平成24年 6月30日

5 訪問リハビリテーション

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
小口整形外科	名古屋市千種区覚王山通 8丁目70番地の 1	平成24年 4月30日
自由ヶ丘医院	名古屋市千種区希望ヶ丘 1丁目 7番13号	平成24年 2月23日
朝日クリニック	名古屋市名東区香南一丁目 417番地	平成18年 3月31日

6 介護予防訪問リハビリテーション

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
小口整形外科	名古屋市千種区覚王山通 8丁目70番地の 1	平成24年 4月30日
自由ヶ丘医院	名古屋市千種区希望ヶ丘 1丁目 7番13号	平成24年 2月23日
木村病院	名古屋市名東区西山本通 1丁目29番地	平成24年 4月30日

7 居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
小口整形外科	名古屋市千種区覚王山通 8丁目70番地の 1	平成24年 4月30日
自由ヶ丘医院	名古屋市千種区希望ヶ丘 1丁目 7番13号	平成24年 2月23日
もくれんクリニック	名古屋市東区白壁一丁目45番地	平成24年 4月30日
名古屋中央歯科室	名古屋市中区金山一丁目14番 9号	平成24年 5月31日
江崎内科	名古屋市中区大須三丁目17番10号	平成24年 6月 1日
にじいろクリニック	名古屋市中川区高畑三丁目 213番地	平成24年 5月31日
松栄堂薬局	名古屋市南区豊一丁目48番10号	平成24年 5月31日
木村病院	名古屋市名東区西山本通 1丁目29番地	平成24年 4月30日

朝日クリニック	名古屋市名東区香南一丁目 417番地	平成18年 3月31日
---------	--------------------	----------------

8 介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
小口整形外科	名古屋市千種区覚王山通 8丁目70番地の 1	平成24年 4月30日
自由ヶ丘医院	名古屋市千種区希望ヶ丘 1丁目 7番13号	平成24年 2月23日
もくれんクリニック	名古屋市東区白壁一丁目45番地	平成24年 4月30日
名古屋中央歯科室	名古屋市中区金山一丁目14番 9号	平成24年 5月31日
江崎内科	名古屋市中区大須三丁目17番10号	平成24年 6月 1日
にじいろクリニック	名古屋市中川区高畑三丁目 213番地	平成24年 5月31日
松栄堂薬局	名古屋市南区豊一丁目48番10号	平成24年 5月31日
木村病院	名古屋市名東区西山本通 1丁目29番地	平成24年 4月30日

9 通所介護

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
南陽デイサービスセンター	名古屋市港区小賀須三丁目 616番地	平成24年 2月29日
デイサービスセンターひまわり	名古屋市天白区原三丁目 305番地	平成24年 5月31日

10 介護予防通所介護

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
南陽デイサービスセンター	名古屋市港区小賀須三丁目 616番地	平成24年 2月29日
デイサービスセンターひまわり	名古屋市天白区原三丁目 305番地	平成24年 5月31日

11 福祉用具貸与

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
コープあいち福祉用具・名古屋	名古屋市名東区香南一丁目 401番地	平成24年 4月30日

12 介護予防福祉用具貸与

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
コープあいち福祉用具・名古屋	名古屋市名東区香南一丁目 401番地	平成24年 4月30日

13 居宅介護支援事業

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
くまねこ居宅介護支援事業所	名古屋市北区御成通 1丁目 9番地の1	平成24年 4月30日
支援センターミナミ	名古屋市南区鳥山町 3丁目35番地	平成24年 6月30日
愛知さわやかケアセンター	名古屋市守山区西新10番21号	平成24年 6月30日
コープあいち福祉サービス名東居宅	名古屋市名東区香南一丁目 401番地	平成24年 4月30日

14 特定福祉用具販売

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
コープあいち福祉用具・ 名古屋	名古屋市名東区香南一丁目 401番地	平成24年 4月30日

15 特定介護予防福祉用具販売

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
コープあいち福祉用具・ 名古屋	名古屋市名東区香南一丁目 401番地	平成24年 4月30日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 478号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国
後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項の規定において準用する同法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 4項の規定において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護機関から、次のとおり変更の届出がありました。

平成24年10月 3日

名古屋市長 河 村 た か し

1 居宅介護支援事業

名 称	旧	社団法人愛知県看護協会立居宅介護支援事業所 「たかつじ」
	新	愛知県看護協会立居宅介護支援事業所たかつじ
所 在 地	名古屋市昭和区円上町26番15号	
開 設 者 名	旧	社団法人愛知県看護協会
	新	公益社団法人愛知県看護協会
変 更 年 月 日	平成24年 4月 1日	

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 479号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国
後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 1項の規定により、また中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 1項の規定により、各法による介護を担当する機関として、次の機関を指定しました。

平成24年10月 3日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問介護

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
くまねこ介護サポート	名古屋市北区若葉通 2丁目 3番地	平成24年 5月 1日
ケアステーションすこやか	名古屋市北区大曽根四丁目 9番33号	平成24年 6月 1日
さくら・介護ステーション によい	名古屋市北区如来町23番地	平成24年 6月 1日
ヘルパーハウスのぞみ	名古屋市昭和区神村町 1丁目60番地	平成24年 5月 1日
みどりケアサポート	名古屋市中川区八熊一丁目10番18号	平成24年 6月 1日
ヘルパーステーション和の こころ	名古屋市中川区一色新町三丁目 912番地	平成24年 3月22日

はるケアサービス	名古屋市中川区上流町 2丁目 6番地	平成24年 6月13日
アサヒサンククリーン在宅介護センターみなみ	名古屋市南区粕島町 3丁目35番地の 2	平成24年 6月 1日
愛知さわやかケアセンター	名古屋市守山区西新10番21号	平成24年 7月 1日
訪問介護ステーション神無	名古屋市守山区守山二丁目 9番 2号	平成24年 6月 6日
コープあいち福祉サービス名東	名古屋市名東区香南二丁目1302番地	平成24年 5月 1日

2 介護予防訪問介護

介護機関名	所在地	指定年月日
訪問介護事業所けあびーんず	名古屋市東区葵二丁目 3番 5号	平成24年 1月 1日
くまねこ介護サポート	名古屋市北区若葉通 2丁目 3番地	平成24年 5月 1日
ケアステーションすこやか	名古屋市北区大曾根四丁目 9番33号	平成24年 6月 1日
さくら・介護ステーションによい	名古屋市北区如来町23番地	平成24年 6月 1日
ヘルパーハウスのぞみ	名古屋市昭和区神村町 1丁目60番地	平成24年 5月 1日
みどりケアサポート	名古屋市中川区八熊一丁目10番18号	平成24年 6月 1日
ヘルパーステーション和のころ	名古屋市中川区一色新町三丁目 912番地	平成24年 3月22日
はるケアサービス	名古屋市中川区上流町 2丁目 6番地	平成24年 6月13日

アサヒサンクリーン在宅介護センターみなみ	名古屋市南区粕島町 3丁目35番地の 2	平成24年 6月 1日
愛知さわやかケアセンター	名古屋市守山区西新10番21号	平成24年 7月 1日
訪問介護ステーション神無	名古屋市守山区守山二丁目 9番 2号	平成24年 6月 6日
コープあいち福祉サービス名東	名古屋市名東区香南二丁目1302番地	平成24年 5月 1日

3 訪問看護

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
もくれんクリニック	名古屋市東区白壁一丁目45番地	平成24年 5月 1日
珪山会大門訪問看護ステーション	名古屋市中村区大門町30番地	平成22年 12月13日
訪問看護マザーズ	名古屋市中村区則武一丁目24番21号	平成24年 4月 1日
愛知さわやかケアセンター	名古屋市守山区西新10番21号	平成24年 7月 1日

4 介護予防訪問看護

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
もくれんクリニック	名古屋市東区白壁一丁目45番地	平成24年 5月 1日
珪山会大門訪問看護ステーション	名古屋市中村区大門町30番地	平成22年 12月13日
訪問看護マザーズ	名古屋市中村区則武一丁目24番21号	平成24年 4月 1日

愛知さわやかケアセンター	名古屋市守山区西新10番21号	平成24年 7月 1日
--------------	-----------------	----------------

5 訪問リハビリテーション

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
清水山整形外科クリニック	名古屋市緑区桶狭間森前2125番地	平成24年 4月 1日

6 介護予防訪問リハビリテーション

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
清水山整形外科クリニック	名古屋市緑区桶狭間森前2125番地	平成24年 4月 1日

7 居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
医療法人社団大栄会名古屋 桜通デンタルクリニック	名古屋市千種区内山三丁目 1番 1号	平成24年 6月 1日
もくれんクリニック	名古屋市東区白壁一丁目45番地	平成24年 5月 1日
名古屋中央歯科室	名古屋市中区金山一丁目14番 9号	平成24年 6月 1日
松栄堂薬局	名古屋市南区豊一丁目48番10号	平成24年 6月 1日
ココロファーマシー	名古屋市守山区八剣一丁目 303番地	平成24年 7月 1日
朝日クリニック	名古屋市名東区香南一丁目 417番地	平成24年 4月 1日
木村病院	名古屋市名東区名東本通 2丁目22番地の 1	平成24年 5月 1日

8 介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
医療法人社団大栄会名古屋 桜通デンタルクリニック	名古屋市千種区内山三丁目 1番 1号	平成24年 6月 1日
もくれんクリニック	名古屋市東区白壁一丁目45番地	平成24年 5月 1日
名古屋中央歯科室	名古屋市中区金山一丁目14番 9号	平成24年 6月 1日
松栄堂薬局	名古屋市南区豊一丁目48番10号	平成24年 6月 1日
ココロファーマシー	名古屋市守山区八剣一丁目 303番地	平成24年 7月 1日
朝日クリニック	名古屋市名東区香南一丁目 417番地	平成24年 4月 1日
木村病院	名古屋市名東区名東本通 2丁目22番地の 1	平成24年 5月 1日

9 通所介護

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
泉デイサービスかみさらサロン	名古屋市西区枇杷島三丁目 6番 3号	平成24年 5月 1日
けあびーんず塩池	名古屋市中村区塩池町 2丁目 2番 7号	平成24年 6月 1日
デイサービスのぞみ	名古屋市昭和区神村町 1丁目60番地	平成24年 5月 1日
はる壺番館	名古屋市中川区上流町 1丁目45番地の 2	平成24年 6月 1日
南陽デイサービスセンター	名古屋市港区小賀須三丁目 615番地	平成24年 4月 1日

GENKI NEXT名古屋港東通	名古屋市南区港東通 1丁目19番地の10	平成24年 5月 1日
GENKI NEXT名古屋守山	名古屋市守山区幸心二丁目1423番地	平成24年 6月11日
茶話本舗デイサービス大永寺	名古屋市守山区大永寺町23番地	平成24年 7月 1日
ケンリハスポーツ名東八前スタジオ	名古屋市名東区八前二丁目 301番地	平成24年 6月 1日
デイサービスセンターオアシス	名古屋市天白区原三丁目 305番地	平成24年 6月 1日

10 介護予防通所介護

介護機関名	所在地	指定年月日
泉デイサービスかみさらサロン	名古屋市西区枇杷島三丁目 6番 3号	平成24年 5月 1日
けあびーんず塩池	名古屋市中村区塩池町 2丁目 2番 7号	平成24年 6月 1日
デイサービスのぞみ	名古屋市昭和区神村町 1丁目60番地	平成24年 5月 1日
デイサービスセンター・陽だまりの家	名古屋市昭和区松風町 3丁目 3番地の 2	平成24年 4月 1日
はる壺番館	名古屋市中川区上流町 1丁目45番地の 2	平成24年 6月 1日
南陽デイサービスセンター	名古屋市港区小賀須三丁目 615番地	平成24年 4月 1日
GENKI NEXT名古屋港東通	名古屋市南区港東通 1丁目19番地の10	平成24年 5月 1日
GENKI NEXT名古屋守山	名古屋市守山区幸心二丁目1423番地	平成24年 6月11日

ケンリハスポーツ名東八前 スタジオ	名古屋市名東区八前二丁目 301番 地	平成24年 6月 1日
デイサービスセンターオアシス	名古屋市天白区原三丁目 305番地	平成24年 6月 1日

11 短期入所生活介護

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
オーネスト熱田の杜指定短期入所生活介護事業所	名古屋市熱田区二番一丁目 5番 8号	平成24年 7月 1日

12 介護予防短期入所生活介護

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
オーネスト熱田の杜指定短期入所生活介護事業所	名古屋市熱田区二番一丁目 5番 8号	平成24年 7月 1日

13 福祉用具貸与

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
コープあいち福祉用具・名古屋	名古屋市名東区香南二丁目1302番地	平成24年 5月 1日

14 介護予防福祉用具貸与

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
コープあいち福祉用具・名古屋	名古屋市名東区香南二丁目1302番地	平成24年 5月 1日

15 小規模多機能型居宅介護

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
オアシス茶屋が坂	名古屋市千種区汁谷町 140番地	平成24年 6月 28日

小規模多機能恵	名古屋市北区金城町 4丁目31番地 の 1	平成24年 6月 1日
---------	--------------------------	----------------

16 介護予防小規模多機能型居宅介護

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
小規模多機能恵	名古屋市北区金城町 4丁目31番地 の 1	平成24年 6月 1日

17 居宅介護支援事業

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
くまねこ居宅介護支援事業 所	名古屋市北区若葉通 2丁目 3番地	平成24年 5月 1日
おひさま居宅介護支援事業 所	名古屋市北区平手町 1丁目20番地 の 1	平成24年 3月 1日
支援センターミナミ	名古屋市南区桜本町95番地の 1	平成24年 7月 1日
愛知さわやかケアセンター	名古屋市守山区西新10番21号	平成24年 7月 1日
コープあいち福祉サービス 名東居宅	名古屋市名東区香南二丁目1302番 地	平成24年 5月 1日

18 特定福祉用具販売

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
コープあいち福祉用具・名 古屋	名古屋市名東区香南二丁目1302番 地	平成24年 5月 1日

19 特定介護予防福祉用具販売

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
コープあいち福祉用具・名古屋	名古屋市名東区香南二丁目1302番地	平成24年 5月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 480号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国
後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項の規定において準用する同法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 4項の規定において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成24年10月 3日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問介護

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
ジョインライフそよ風介護サービス中村	名古屋市中村区鳥居通 5丁目30番地の 1	平成24年 6月30日
訪問介護ハッピー	名古屋市守山区吉根三丁目1006番地	平成24年 7月 8日

2 介護予防訪問介護

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
ジョインライフそよ風介護サービス中村	名古屋市中村区鳥居通 5丁目30番地の 1	平成24年 6月30日

3 訪問看護

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
訪問看護キープオン	名古屋市緑区乗鞍一丁目 205番地	平成24年 4月30日

4 介護予防訪問看護

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
訪問看護キープオン	名古屋市緑区乗鞍一丁目 205番地	平成24年 4月30日

5 通所介護

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
ジョインライフそよ風デイサービスセンター新道	名古屋市西区新道一丁目 9番 3号	平成24年 6月30日

6 介護予防通所介護

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
ジョインライフそよ風デイサービスセンター新道	名古屋市西区新道一丁目 9番 3号	平成24年 6月30日

7 居宅介護支援事業

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
ジョインライフそよ風指定居宅支援中村	名古屋市中村区鳥居通 5丁目30番地の 1	平成24年 6月30日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 481号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国
後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 1項の規定により、また中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 1項の規定により、各法による介護を担当する機関として、次の機関を指定しました。

平成24年10月 3日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問介護

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
中村ケアステーションそよ風	名古屋市中村区鳥居通 5丁目30番地の 1	平成24年 7月 1日
ヘルパーステーションジュン	名古屋市中区金山三丁目 5番23号	平成24年 7月 1日
テンダーハート	名古屋市中区大須四丁目11番 5号	平成24年 4月 1日
訪問介護事業所トップウェル鶴舞	名古屋市昭和区鶴舞二丁目12番24号	平成24年 7月 1日
りんのはなヘルパーステーション	名古屋市緑区鳴海町字大清水69番地の1634	平成24年 7月 9日
ファミリー訪問介護ステーション	名古屋市天白区植田一丁目2116番地	平成24年 7月 1日

2 介護予防訪問介護

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
中村ケアステーションそよ風	名古屋市中村区鳥居通 5丁目30番地の 1	平成24年 7月 1日
ヘルパーステーションジュン	名古屋市中区金山三丁目 5番23号	平成24年 7月 1日
テンダーハート	名古屋市中区大須四丁目11番 5号	平成24年 4月 1日
訪問介護事業所トップウェル鶴舞	名古屋市昭和区鶴舞二丁目12番24号	平成24年 7月 1日
ファミリア訪問介護ステーション	名古屋市天白区植田一丁目2116番地	平成24年 7月 1日

3 訪問看護

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
ケア21訪問看護ステーションぴ〜す名西	名古屋市中村区鳥居通 4丁目 9番地	平成24年 7月 1日
訪問看護キープオン	名古屋市緑区相原郷二丁目2007番地	平成24年 5月 1日
ひかり訪問看護ステーション天白	名古屋市天白区鴻の巣二丁目2001番地	平成24年 8月 1日

4 介護予防訪問看護

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
ケア21訪問看護ステーションぴ〜す名西	名古屋市中村区鳥居通 4丁目 9番地	平成24年 7月 1日
訪問看護キープオン	名古屋市緑区相原郷二丁目2007番地	平成24年 5月 1日

ひかり訪問看護ステーション天白	名古屋市天白区鴻の巣二丁目2001番地	平成24年 8月 1日
-----------------	---------------------	----------------

5 居宅療養管理指導

介護機関名	所在地	指定年月日
日本調剤さこう薬局	名古屋市西区栄生二丁目 6番14号	平成24年 8月 1日
愛知調剤薬局栄店	名古屋市中区栄四丁目13番19号	平成24年 8月 1日
スギ薬局伏見西店	名古屋市中区栄一丁目 5番22号	平成24年 8月 1日
はるか薬局	名古屋市昭和区山里町66番地の 2	平成24年 4月 1日
若葉ファミリークリニック	名古屋市中川区横井二丁目 1番地	平成24年 8月 1日
おはよう歯科	名古屋市港区南十一番町 3丁目 5番地の 2	平成24年 7月 1日
なかわりクリニック	名古屋市南区中割町 1丁目32番地の 1	平成24年 5月 1日
さくら薬局	名古屋市南区中割町 1丁目30番地の 2	平成24年 5月 1日

6 介護予防居宅療養管理指導

介護機関名	所在地	指定年月日
日本調剤さこう薬局	名古屋市西区栄生二丁目 6番14号	平成24年 8月 1日
愛知調剤薬局栄店	名古屋市中区栄四丁目13番19号	平成24年 8月 1日

スギ薬局伏見西店	名古屋市中区栄一丁目 5番22号	平成24年 8月 1日
はるか薬局	名古屋市昭和区山里町66番地の 2	平成24年 4月 1日
若葉ファミリークリニック	名古屋市中川区横井二丁目 1番地	平成24年 8月 1日
おはよう歯科	名古屋市港区南十一番町 3丁目 5番地の 2	平成24年 7月 1日
なかわりクリニック	名古屋市南区中割町 1丁目32番地の 1	平成24年 5月 1日
さくら薬局	名古屋市南区中割町 1丁目30番地の 2	平成24年 5月 1日

7 通所介護

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
リハビリデイサービス 憲体操館	名古屋市千種区小松町 6丁目11番地	平成24年 7月 1日
リハビリデイサービス n a g o m i 車道店	名古屋市東区筒井二丁目12番40号	平成24年 7月 1日
長喜町ありがとうの家	名古屋市北区長喜町 2丁目 1番地の 4	平成24年 7月 1日
新道ケアコミュニティそよ風	名古屋市西区新道一丁目 9番 3号	平成24年 7月 1日
デイサービス笑顔まんてん	名古屋市西区山木一丁目14番地	平成24年 7月20日
ザベリオハウス昭和長戸町	名古屋市昭和区長戸町 4丁目 2番地の 1の 4	平成24年 6月 1日
ファミリア滝川通所介護事業所	名古屋市昭和区滝川町91番地の 1	平成24年 6月 1日

茶話本舗守山白山デイサービスセンター	名古屋市守山区白山二丁目1505番地	平成24年 7月 5日
日研デイサービス四軒家	名古屋市守山区四軒家一丁目1304番地	平成24年 7月 6日
デイサービスたまや	名古屋市守山区新守山1306番地	平成24年 7月 5日
デイサービスふわふわ	名古屋市緑区姥子山一丁目 308番地	平成24年 5月 1日
GENKI NEXT名古屋原	名古屋市天白区原一丁目1410番地	平成24年 7月 1日

8 介護予防通所介護

介護機関名	所在地	指定年月日
リハビリデイサービス憲体操館	名古屋市千種区小松町 6丁目11番地	平成24年 7月 1日
リハビリデイサービス nagomi 車道店	名古屋市東区筒井二丁目12番40号	平成24年 7月 1日
新道ケアコミュニティそよ風	名古屋市西区新道一丁目 9番 3号	平成24年 7月 1日
デイサービス笑顔まんてん	名古屋市西区山木一丁目14番地	平成24年 7月20日
ザベリオハウス昭和長戸町	名古屋市昭和区長戸町 4丁目 2番地の 1の 4	平成24年 6月 1日
ファミリア滝川通所介護事業所	名古屋市昭和区滝川町91番地の 1	平成24年 6月 1日
デイサービスたまや	名古屋市守山区新守山1306番地	平成24年 7月 5日
デイサービスふわふわ	名古屋市緑区姥子山一丁目 308番地	平成24年 5月 1日

GENKI NEXT名古屋原	名古屋市天白区原一丁目1410番地	平成24年 7月 1日
----------------	-------------------	----------------

9 通所リハビリテーション

介護機関名	所在地	指定年月日
医療法人紫陽介護老人保健施設シンセーロ会所	名古屋市北区会所町86番地	平成24年 4月 1日

10 介護予防通所リハビリテーション

介護機関名	所在地	指定年月日
医療法人紫陽介護老人保健施設シンセーロ会所	名古屋市北区会所町86番地	平成24年 4月 1日

11 短期入所生活介護

介護機関名	所在地	指定年月日
セントケア中川	名古屋市中川区打中二丁目14番地	平成24年 8月 1日

12 介護予防短期入所生活介護

介護機関名	所在地	指定年月日
セントケア中川	名古屋市中川区打中二丁目14番地	平成24年 8月 1日

13 福祉用具貸与

介護機関名	所在地	指定年月日
ライフサポートつばさ	名古屋市中村区牛田通 1丁目17番地	平成24年 7月18日

14 介護予防福祉用具貸与

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
ライフサポートつばさ	名古屋市中村区牛田通 1丁目17番地	平成24年 7月18日

15 居宅介護支援事業

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
居宅介護支援事業所D－1 i f e	名古屋市千種区萱場二丁目13番 2号	平成24年 6月 1日
アプリコケアセンター	名古屋市千種区北千種三丁目 4番 12号	平成24年 7月 1日
中村ケアプランセンターそ よ風	名古屋市中村区鳥居通 5丁目30番 地の 1	平成24年 7月 1日
介護支援センタークレア	名古屋市中区金山二丁目 4番23号	平成24年 7月20日
居宅介護支援事業所こころ	名古屋市瑞穂区瑞穂通 1丁目37番 地の 1	平成24年 7月 9日
居宅介護支援事業所さんと ぴあ	名古屋市南区天白町 1丁目15番地	平成24年 7月 5日

16 特定福祉用具販売

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
ライフサポートつばさ	名古屋市中村区牛田通 1丁目17番 地	平成24年 7月18日
L I N K A G E	名古屋市中区金山三丁目 5番23号	平成24年 7月 1日

17 特定介護予防福祉用具販売

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
ライフサポートつばさ	名古屋市中村区牛田通 1丁目17番地	平成24年 7月18日
L I N K A G E	名古屋市中区金山三丁目 5番23号	平成24年 7月 1日

18 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
ファミリア	名古屋市昭和区滝川町91番地の 1	平成24年 7月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 482号

生活保護法による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項の規定において準用する同法第50条の 2の規定により、同法による指定介護機関から次のとおり廃止の届出がありました。

平成24年10月 3日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問介護

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
ファミリア滝川訪問介護事業所	名古屋市昭和区滝川町91番地の 1	平成24年 6月30日

2 介護予防訪問介護

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
ファミリア滝川訪問介護事業所	名古屋市昭和区滝川町91番地の 1	平成24年 6月30日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 483号

生活保護法による介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 1項の規定により、同法による介護を担当する機関として、次の機関を指定しました。

平成24年10月 3日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問介護

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
訪問介護ハッピー	名古屋市守山区大字上志段味字所 下1060番地の 2	平成24年 7月 9日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 484号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国
後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国
残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平
成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第50条
の 2の規定により、各法による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出があ
りました。

平成24年10月 3日

名古屋市長 河 村 た か し

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
名古屋市医師会休日 急病診療所夜間・深 夜急病センター	名古屋市東区代官町39番15号	平成24年 6月30日
彦坂クリニック	名古屋市中村区名駅四丁目10 番27号	平成24年 7月16日
こころの診療所みず ほクリニック	名古屋市瑞穂区瑞穂通 8丁目 9番地の 1	平成24年 6月30日
水谷医院	名古屋市港区土古町 2丁目90 番地	平成24年 3月31日
沼田医院	名古屋市守山区小幡四丁目11 番29号	平成24年 7月31日
荒木歯科	名古屋市緑区青山二丁目 196 番地	平成24年 6月30日

ケミストムトウ薬局 大須店	名古屋市中区大須三丁目17番 12号	平成24年 6月30日
サカイ薬局	名古屋市天白区一本松二丁目 502番地	平成24年 3月31日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 485号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国
後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の辞退

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第51条第 1項の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第 51条第 1項の規定により、各法による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出がありました。

平成24年10月 3日

名古屋市長 河 村 たかし

医 療 機 関 名	所 在 地	辞 退 年 月 日
水野内科	名古屋市中村区名西通 1丁目18番地	平成24年 8月31日
鈴木歯科医院	名古屋市名東区延珠町1310番地	平成24年 9月15日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 486号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国
後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の休止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国
残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平
成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第50条
の 2の規定により、各法による指定医療機関から、次のとおり休止の届出があ
りました。

平成24年10月 3日

名古屋市長 河 村 たかし

医 療 機 関 名	所 在 地	休 止 年 月 日
ばん内科クリニック	名古屋市天白区池場三丁目 517番 地	平成24年 6月18日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 487号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国
後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国
残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平
成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第50条
の 2の規定により、各法による指定医療機関から、次のとおり変更の届出があ
りました。

平成24年10月 3日

名古屋市長 河 村 たかし

医 療 機 関 名	なごや調剤薬局	
所 在 地	旧	名古屋市中区千代田五丁目1301番
	新	名古屋市中区千代田五丁目13番18号
変 更 年 月 日	平成24年 7月 1日	

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 488号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国
後の自立の支援に関する法律による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、また、中国残留
邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6
年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第49条の規
定により、各法による医療を担当する機関として、次の医療機関を指定しまし
た。

平成24年10月 3日

名古屋市長 河 村 た か し

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
名古屋市医師会急病 センター	名古屋市東区葵一丁目 4番38号	平成24年 7月 1日
彦坂クリニック	名古屋市中村区名駅四丁目 4番 10号	平成24年 7月17日
いくたこどもクリニ ック	名古屋市中村区太閤通 5丁目25 番地	平成24年 8月 1日
栄KENハートクリ ニック	名古屋市中区栄三丁目 6番20号	平成24年 7月 1日
みずほクリニック	名古屋市瑞穂区瑞穂通 8丁目 9 番地の 1	平成24年 7月 1日
若葉ファミリークリ ニック	名古屋市中川区横井二丁目 1番 地	平成24年 8月 1日
社会福祉法人昌明福 祉会水谷医院	名古屋市港区土古町 2丁目21番 地の 8	平成24年 4月 1日

藤原医院	名古屋市名東区平和が丘一丁目 38番地	平成24年 7月 6日
荒木歯科	名古屋市緑区青山二丁目 196番 地	平成24年 7月 1日
イエロー・グリーン 薬局たばた店	名古屋市北区田幡二丁目 9番25 号	平成24年 8月 1日
日本調剤さこう薬局	名古屋市西区栄生二丁目 6番14 号	平成24年 8月 1日
スギ薬局伏見西店	名古屋市中区栄一丁目 5番22号	平成24年 8月 1日
コスモス調剤薬局し ろとり店	名古屋市熱田区白鳥二丁目11番 5号	平成24年 8月 1日
クリエイト薬局名古 屋瀬古東店	名古屋市守山区瀬古東三丁目 1161番地	平成24年 8月 1日
キョーワ調剤薬局よ もぎ台店	名古屋市名東区よもぎ台一丁目 205番地	平成24年 8月 1日
ケア21訪問看護ス テーションぴ〜す名 西	名古屋市中村区鳥居通 4丁目 9 番地	平成24年 7月 1日
ひかり訪問看護ステ ーション天白	名古屋市天白区鴻の巣二丁目 2001番地	平成24年 8月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 489号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定施術者の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条の規定において準用する同法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第55条の規定において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定施術者から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成24年10月 3日

名古屋市長 河 村 た か し

施 術 者 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
施 術 所 名		
二村 嘉昭	名古屋市千種区宮根台一丁目 1番 1号	平成24年 6月25日
二村接骨院		

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 490号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国
後の自立の支援に関する法律による施術者の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条において準用する同法第49条の
規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立
の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によると
された生活保護法第55条において準用する同法第49条の規定により、各法によ
る施術を担当する者として、次の施術者を指定しました。

平成24年10月 3日

名古屋市長 河 村 た か し

施 術 者 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 所 名		
平松 達夫	名古屋市昭和区北山町 3丁目22番 地の 2	平成24年 7月 1日
平松鍼灸マッサー ジ院		
鈴木 将仁	名古屋市中川区下之一色町字北起 133番地の 3	平成24年 7月 1日
しもの一色鍼灸接 骨院		
小松 明日美	名古屋市名東区藤森二丁目 284番 地	平成24年 7月 1日
中野みのる鍼灸接 骨院		

二村 嘉昭	名古屋市千種区光が丘一丁目 3番 6号	平成24年 6月26日
二村接骨院		

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 491号

生活保護法による施術者の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、同法による施術を担当する者として、次の施術者を指定しました。

平成24年10月 3日

名古屋市長 河 村 た か し

施 術 者 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 所 名		
松井 孝時	名 古 屋 市 中 村 区 横 前 町 575 番 地	平 成 24 年 7 月 18 日
鍼灸マッサージア クアケア		

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第492号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、平成24年10月4日から供用を開始します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から2週間、一般の縦覧に供します。

平成24年10月4日

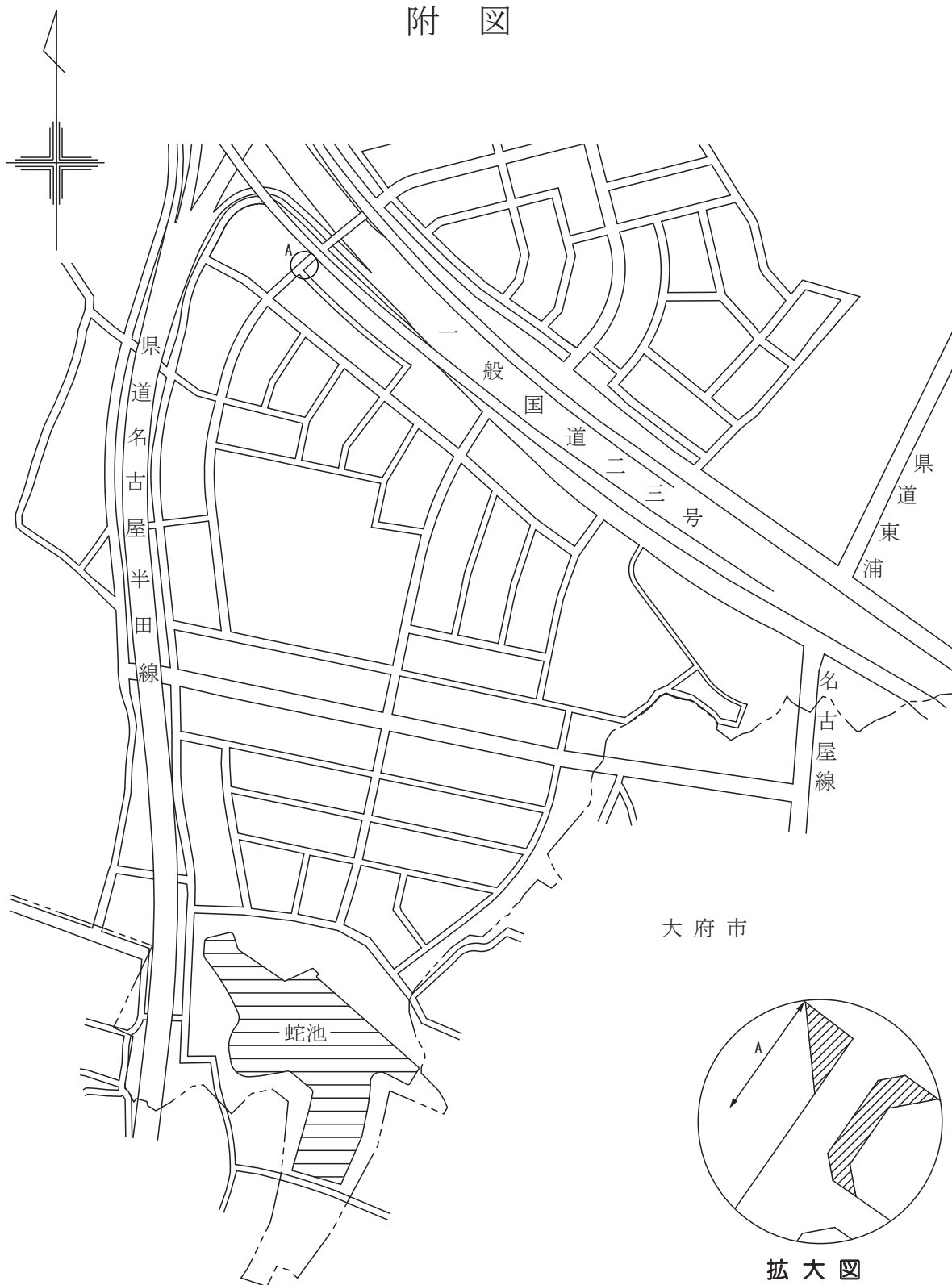
名古屋市長 河村 たかし

道路の区域変更及び供用開始

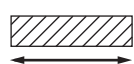
道路 の 種類	整理 符号	路 線 名	道 路 の 区 域				摘 要
			区 間	変更 の前 後別	延 長 キロメートル	幅 員 メートル	
市道	A	定納山第36号線	名古屋市緑区大高町字茶ノ木根1番の9地先から	前	0.010	6.00	附 図
			名古屋市緑区大高町字南銭瓶29番の1地先まで	後	0.010	9.00 ～ 16.68	

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

附 図



凡 例



区域変更により道路の区域
とし供用開始する部分

名古屋市告示第 493 号

有料公園施設の使用料の収納事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1項の規定に基づき、
次のとおり使用料の収納事務を委託しました。

平成24年10月 4日

名古屋市長 河 村 た か し

1 委託した有料公園施設の使用料

庭園（徳川園）使用料

2 委託した相手方

東京都豊島区目白三丁目 8番11号

公益財団法人 徳川黎明会

会長 徳川義崇

3 委託期間

平成24年 4月 1日から平成25年 3月31日まで

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

有料公園施設の供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 2 項の規定により、次のとおり有料公園施設の供用時間を変更します。

平成24年10月 4日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 有料公園施設の名称
駐車場（久屋大通公園）
- 2 供用時間を変更する日及び変更後の供用時間

供用時間を変更する日	変更後の供用時間
平成24年10月20日	午前零時から午前 8時まで（普通自動車、自動二輪車及び原動機付自転車にあっては供用しない）。ただし、入庫は取り扱わず、出庫の取扱い時間は、午前 7時から午前 8時までとする。
平成24年10月21日	午後 8時から午後12時まで

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 495号

有料公園施設の無料開放について

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第13条の 2第 1項第 1号の規定により、次のとおり有料公園施設を無料開放します。

平成24年10月 5日

名古屋市長 河 村 た か し

1 有料公園施設及び期日

有料公園施設	期日
久屋大通公園ランの館	平成24年11月 3日（土）
東山公園動植物園 東山公園展望塔	平成24年11月17日（土）
徳川園庭園	平成24年11月22日（木）
白鳥公園白鳥庭園	平成24年11月24日（土）
名城公園名古屋城	平成24年11月26日（月）

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 496号

有料公園施設の供用月日及び供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 3 項の規定により、次のとおり有料公園施設の供用月日及び供用時間を変更します。

平成24年10月 5日

名古屋市長 河 村 た か し

1 有料公園施設の名称

日光川公園駐車場

2 変更内容

平成24年11月17日（土）及び同月18日（日）を供用する日に変更し、その供用時間を「午前 9時から午後 4時30分まで」とします。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 497 号

名古屋都市計画事業鳴海駅前第 2 種市街地再開発事業の C 工区管理処分計画の変更

名古屋都市計画事業鳴海駅前第 2 種市街地再開発事業の C 工区管理処分計画について軽微な変更をしましたので、都市再開発法（昭和44年法律第38号）第 118 条の10において準用する同法第86条第 1 項の規定により、次のとおり公告します。

平成24年10月 5 日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 第 2 種市街地再開発事業の名称
名古屋都市計画事業鳴海駅前第 2 種市街地再開発事業
- 2 施行者の名称
名古屋市
- 3 事務所の所在地
名古屋市中区金山二丁目15番16号
名古屋市緑都市整備事務所
- 4 管理処分計画に係る工区に含まれる地域の名称
名古屋市緑区鳴海町字上汐田の一部
- 5 管理処分計画の認可を受けた年月日
平成20年 5 月 9 日
- 6 管理処分計画について都市再開発法施行令（昭和44年政令第 232 号）第46条の 2 各号に掲げる軽微な変更をした年月日
平成24年10月 5 日

名古屋市住宅都市局市街地整備部緑都市整備事務所

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第 5条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第17条第 1号の規定により公告する。

平成24年10月 1日

名古屋市上下水道局長 長 谷 川 和 司

指定した指定給水装置工事事業者

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	指定年月日
第1231号	太宝設備	大久保 英行	名古屋市天白区野並一丁目 216番地	平成24年 8月 9日
第1247号	(有)ミライフ	金子 陽一	茨城県土浦市文京町 1番14号	平成24年 8月 9日
第1248号	市川水道設備	市川 忠行	三重県四日市市西大鐘町 831番地	平成24年 8月 9日
第1250号	あかお住宅設備	赤尾 敏	名古屋市港区高木町 1丁目17番地の 4サンガーデンM 101号	平成24年 8月 9日
第1251号	富士電設工業(株)	林 常義	名古屋市西区比良一丁目14番地	平成24年 8月 9日
第1252号	(株)アイダ設計	會田 貞光	埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目 2 86番地	平成24年 8月 9日
第 515号	今井管工	今井 邦敏	名古屋市熱田区明野町 4番11号	平成24年 8月16日

第1168号	(株)長坂設備	長坂 隆夫	名古屋市昭和区楽園町 150番地の 2パークハウス楽園町サウスコート 307号	平成24年 8月23日
--------	---------	-------	---	-------------

名古屋市上下水道局経営本部営業部給排水設備課

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第 9条第 3項の規定により、名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者から次のように事業の廃止の届出があったので、同規程第17条第 2号の規定により公告する。

平成24年10月 1日

名古屋市上下水道局長 長 谷 川 和 司

事業を廃止した指定給水装置工事事業者

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	廃止年月日
第 14号	(株)佐藤水道工務店	佐藤 守	名古屋市西区新道一丁目21番15号	平成24年 8月13日
第 515号	今井管工(有)	今井 邦敏	名古屋市熱田区明野町 4番11号	平成24年 8月16日
第1168号	長坂設備	長坂 隆夫	名古屋市昭和区楽園町 150番地の 2パークハウス楽園町サウスコート 307号	平成24年 8月23日

名古屋市上下水道局経営本部営業部給排水設備課

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第 3条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定排水設備工事店を指定したので、同規程第22条第 1項第 1号の規定により公告する。

平成24年10月 1日

名古屋市上下水道局長 長 谷 川 和 司

指定した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	指定年月日
第1249号	野田設備	野田 勝司	愛知県知多郡美浜町 大字河和字上前田 1 75番地 9	平成24年 8月 9日
第1250号	あかお住 宅設備	赤尾 敏	名古屋市港区高木町 1丁目17番地の 4サ ンガーデンM 101号	平成24年 8月 9日
第1251号	富士電設 工業(株)	林 常義	名古屋市西区比良一 丁目14番地	平成24年 8月 9日
第 515号	今井管工	今井 邦敏	名古屋市熱田区明野 町 4番11号	平成24年 8月16日
第1168号	(株)長坂設 備	長坂 隆夫	名古屋市昭和区楽園 町 150番地の 2パー クハウス楽園町サウ スコート 307号	平成24年 8月23日

名古屋市上下水道局経営本部営業部給排水設備課

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の廃止公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第7条第3項の規定により、名古屋市指定排水設備工事店から次のように事業の廃止の届出があったので、同規程第22条第1項第3号の規定により公告する。

平成24年10月 1日

名古屋市上下水道局長 長谷川 和 司

事業を廃止した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	廃止年月日
第 14号	㈱佐藤水道工務店	佐藤 守	名古屋市西区新道一丁目21番15号	平成24年 8月13日
第 515号	今井管工(有)	今井 邦敏	名古屋市熱田区明野町 4番11号	平成24年 8月16日
第1168号	長坂設備	長坂 隆夫	名古屋市昭和区楽園町 150番地の 2パークハウス楽園町サウスコート 307号	平成24年 8月23日

名古屋市上下水道局経営本部営業部給排水設備課

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7号）第25条第 4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

なお、関係書類は、申請のあった日から 2月を経過する日まで名古屋市市民経済局地域振興部市民活動推進センター（名古屋市中区栄三丁目18番 1号）において縦覧に供する。

平成24年10月 2日

名古屋市長 河 村 た か し

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成24年 8月 3日	特定非営利活動法人つくし	村上 栄子	名古屋市守山区守牧町19番地	この法人は、聴覚に障害を持つ者（聴覚障害児・者）または聴覚と他の障害とを併せ持つ者（ろう重複障害児・者）とその家族に対して福祉サービスの諸事業を行う。 これらの事業は、コミュニケーション環境の整備を図ることによって、利用者が、個人の尊厳を保持し

				つつ地域で生活を営むことができるように支援する。また利用者の生涯にわたって、自立と社会参加・活動を実現するためのあらゆる支援を行うことを目的とする。
平成24年 8月 5日	特定非営利活動 法人愛実の会	島 しづ子	名古屋市港区木場町 9 番地の24	この法人は、障害のある方と、そのご家族及び関係者に、障害のある方が地域で生き生きと生活できるための各種生活支援に関する事業を行い、地域福祉社会の増進に寄与することを目的とする。
平成24年 8月 7日	特定非営利活動 法人名古屋市腎 友会	奥村 清高	名古屋市中 川区中島新 町三丁目 2518番地	この法人は名古屋市内の腎臓病患者に対して、医療と生活を守り、その質を高め、障害者も独立した人間として社会の発展に資することを目的とし、健常者との共存共栄・障害者の一般社会参加に寄与す

				ることを目的とする。
平成24年 8月 7日	特定非営利活動 法人ホープ・イ ンターナシヨナ ル開発機構	S H E P P A R D L O W E L L R A M S A Y A R T H U R (シェパード ロウエル)	名古屋市中 区栄一丁目 16番 2号神 谷ビル 3C	この法人は、発展途 上国その他海外およ び日本国内の貧窮者 や困窮者に対して、 食糧供給その他の救 援方法によって人道 支援を行うことを目 的とする。
平成24年 8月11日	特定非営利活動 法人すけっとフ ァミリー	加藤 純子	名古屋市瑞 穂区弥富通 3丁目45番 地	この法人は、在宅で 援助の必要な障害者、 高齢者、社会参加を めざす女性やその家 族、その他手助けを 必要とする人々に対 して、住民参加とた すけあいの精神のも とに、地域に根ざし た介護サービス等を はじめとする福祉や まちづくりや子ども の健全育成に関する 事業を行い、もって は社会福祉や公益に 寄与することを目的 とする。
平成24年 8月11日	特定非営利活動 法人シニアキャ リアサポート	中村 孝博	名古屋市中 区栄四丁目 16番 8号栄	この法人は、各分野 で、長い実務経験か ら習得した高度な知

			メンバーズ オフィスビ ル 406 A	識と豊かな経験を備 えたシニアが、中小 企業の経営者や従業 員および新規起業家 に対し、経営相談や 能力開発の促進など の支援活動を実施す ることにより、地域 社会や経済活動の活 性化を図ることを目 的とする。
平成24年 8月14日	特定非営利活動 法人ぶんぶん	塚部 巖	名古屋市北 区上飯田北 町 1丁目18 番地の 1	この法人は、介護の 必要な障害者や高齢 者等に対して、福祉 全般のサービスや情 報提供及び交流事業 等を行い、障害者や 高齢者等がいきいき と暮らせる生活の質 的な向上を図り、地 域福祉の増進に寄与 することを目的とす る。
平成24年 8月15日	特定非営利活動 法人ひまわり協 働会	齋藤 泰	名古屋市北 区芳野三丁 目12番 6号	この法人は、野宿生 活者に対して、就労 の提供及び居住の提 供の支援事業を行い、 地域社会の一員とし て生活できるまちづ

				くりと、社会福祉の 向上に寄与すること を目的とする。
--	--	--	--	-----------------------------------

名古屋市市民経済局地域振興部市民活動推進センター

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

平成24年10月 5日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

NP共同ビル

名古屋市中区栄三丁目2901番 外

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所	
1	(株)ホワイトルーム	代表取締役 大川原 淳	東京都渋谷区代官山町13番 4号	—	—	—	平成21年9月1日
2	(株)リベラル	代表取締役 溝口 末雄	東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目60番5号	—	—	—	平成21年8月30日
3	(株)アイシーエル	代表取締役 勝浦 清貴	東京都渋谷区千駄ヶ谷二丁目11番1号	—	—	—	平成22年2月11日
4	(株)フランドル	代表取締役 栗田 英俊	東京都渋谷区神宮前二丁目34番23号	—	—	—	平成22年2月28日

5	(株)エムシス テム	代表取締役 宮本 健吉	徳島県徳島 市弓町二丁 目 2番 1号	—	—	—	平成 22年 2月 15日
6	(株)コロンビ アスポーツ	代表取締役 佐藤 欣一	東京都渋谷 区神宮前五 丁目 7番20 号	—	—	—	平成 22年 1月 31日
7	(有)御洒落本 舗	代表取締役 奥川 美鶴	神戸市中央 区生田町一 丁目 4番20 号	—	—	—	平成 22年 2月 24日
8	(株)フォーテ イフォーイ ンターナシ ョナル	代表取締役 白石 泰史	東京都渋谷 区恵比寿西 一丁目10番 11号	—	—	—	平成 22年 1月 31日
9	(株)サヤ	代表取締役 内海 建一	東京都新宿 区新宿三丁 目22番 6号	—	—	—	平成 22年 8月 29日
10	(株)ミナミ	代表取締役 南 卓夫	東京都千代 田区神田小 川町 3— 1	—	—	—	平成 22年 9月 30日
11	アメリカン ラグジージ ャパン(株)	代表取締役 太田 房代	東京都渋谷 区千駄ヶ谷 二丁目11番 1号	—	—	—	平成 22年 7月 31日
12	(株)バルス	代表取締役 高島 郁夫	東京都渋谷 区神南五丁 目33番67号	—	—	—	平成 22年 10月 3日
13	(株)ビーズイ ンターナシ ョナル	代表取締役 皆川 伸一 郎	東京都目黒 区東山一丁 目 1番 2号	—	—	—	平成 23年 2月 23日
14	(株)金万	代表取締役 金子 誠光	東京都渋谷 区神宮前 3 —42— 2	—	—	—	平成 23年 2月 23日
15	(株)ピーチジ ョン	代表取締役 野口 美佳	東京都渋谷 区神宮前六 丁目17番11 号	—	—	—	平成 23年 2月 20日
16	(株)アマガサ	代表取締役 天笠 悦藏	東京都台東 区浅草六丁 目34番 5号	—	—	—	平成 23年 2月 15日

17	(株)フルーツ バド	代表取締役 廣瀬 謙史	東京都港区 南青山二丁 目 2番 8号	—	—	—	平成 23年 2月 28日
18	—	—	—	(株)レプハウ ス	代表取締役 堀口 康弘	東京都世田 谷区太子堂 一丁目 4番 24号	平成 22年 3月 5日
19	—	—	—	(株)レスポー トサックジ ャパン	代表取締役 柏原 孝夫	東京都渋谷 区神宮前六 丁目19番14 号	平成 22年 3月 5日
20	—	—	—	(株)ユーロパ シフィック ジャパン	代表取締役 スティーブ ン・スネド ン	東京都渋谷 区千駄ヶ谷 三丁目54番 13号	平成 22年 3月 5日
21	—	—	—	(株)プレシジ ョン	代表取締役 鬼頭 一彌	東京都渋谷 区千駄ヶ谷 一丁目28番 8号	平成 22年 3月 5日
22	—	—	—	(株)ダブルエ ー	代表取締役 肖 俊偉	東京都渋谷 区恵比寿四 丁目 7番 6 号	平成 22年 3月 5日
23	—	—	—	(株)ブルーメ イト	代表取締役 畠山 祥三	岡山県井原 市下出部町 一丁目17番 地の 1	平成 22年 3月 5日
24	—	—	—	青山商事(株)	代表取締役 青山 理	広島県福山 市王子町一 丁目 3番 5 号	平成 22年 3月 19日
25	—	—	—	(株)J a m C i t y	代表取締役 大西 裕	大阪市中心 区久太郎町 三丁目 4番 12号	平成 22年 3月 6日
26	—	—	—	(株)ソアリー ク	代表取締役 関 正人	東京都渋谷 区神宮前一 丁目 3番12 号	平成 22年 3月 5日
27	—	—	—	はるやま商 事(株)	代表取締役 治山 正史	岡山市北区 表町一丁目 2番 3号	平成 22年 3月 5日
28	—	—	—	(株)ディール デザイン	代表取締役 山下 論	名古屋市中 区大須二丁 目 5番31号	平成 22年 3月 5日

29	—	—	—	(株)レナウン	代表取締役 北畑 稔	東京都品川 区西五反田 八丁目 8番 20号	平成 22年 9月 17日
30	—	—	—	(株)ジュライ スター	代表取締役 寺尾 淳	東京都渋谷 区恵比寿四 丁目 3番 8 号	平成 23年 2月 15日
31	—	—	—	C & C (株)	代表取締役 山口 博嗣	京都市中京 区烏丸通六 角下る七観 音町 629番 地 1	平成 23年 9月 1日
32	コーチ・ジ ヤパン(株)	代表取締役 イアン ビ ックリー	東京都渋谷 区神宮前四 丁目11番 6 号	コーチ・ジ ヤパン合同 会社	職務執行者 ダニエル・ ディチャーコ	東京都港区 六本木六丁 目10番 1号	名称 及び 代表 者は 平成 22年 6月 5日 住所 は平 成21 年 1 月13 日
33	(有)ラフナチ ュラルカン パニー	代表取締役 高橋 延壽	東京都渋谷 区神宮前四 丁目14番13 号	(株)クリーン	代表取締役 下山 勲	東京都墨田 区向島一丁 目18番 9号	平成 22年 1月 1日
34	(株)マリーク ワントコス メチックジ ヤパン	代表取締役 中山 寿一	東京都渋谷 区渋谷 1— 7— 6	(株)マリーク ワントコス メチックジ ヤパン	代表取締役 中山 ユカ リ	東京都渋谷 区渋谷一丁 目 7番 6号	名称 は平 成23 年 2 月 1 日 代表 者は 平成 23年 7月 19日 住所 は平 成23 年 2 月 1 日

35	(株)B's Retailing	代表取締役 皆川 伸一郎	東京都目黒区東山一丁目1番2号	(株)ビーズリテイリング	変更なし	変更なし	平成21年8月2日
36	(株)スローアードワークス	代表取締役 秋山 正則	静岡市紺屋町一丁目3番地	変更なし	代表取締役 小林 慎一郎	変更なし	平成21年10月1日
37	(株)世界堂	代表取締役 泉田 皇一	東京都新宿区新宿三丁目1番29号	変更なし	代表取締役 渡邊 一夫	変更なし	平成22年4月30日
38	光商事(株)	代表取締役 中村 和豊	岩手県盛岡市中ノ橋通一丁目10番8号	変更なし	代表取締役 佐古 速人	変更なし	平成22年5月14日
39	恵山(株)	代表取締役 沖山 安壮	東京都渋谷区道玄坂一丁目16番5号	変更なし	代表取締役 沖山 英嗣	変更なし	平成22年6月2日
40	(株)FREE'S INTERNATIONAL	代表取締役 廣瀬 啓二	東京都渋谷区渋谷一丁目2番5号	変更なし	代表取締役 坂本 一穂	変更なし	平成22年9月1日
41	(株)メンズビギ	代表取締役 大楠 祐二	東京都渋谷区南平台町17番12号	変更なし	代表取締役 高橋 誠一	変更なし	平成22年12月1日
42	タワーレコード(株)	代表取締役 ラッセル・エム・ソロモン	東京都品川区南品川二丁目15番9号	変更なし	代表取締役 嶺脇 育夫	変更なし	平成23年1月31日
43	(株)イオンフォレスト	代表取締役 蟹瀬 令子	東京都千代田区神田錦町一丁目1-1	変更なし	代表取締役 穴倉 芳男	東京都千代田区紀尾井町3番6号	平成21年4月22日
44	(株)フィス	代表取締役 今泉 伸昭	大阪府大阪市中央区瓦町二丁目4番11号	変更なし	代表取締役 今泉 雅之	大阪府大阪市中央区瓦町二丁目4番15号	代表者は平成23年4月1日住所は平成21年11月1日

45	(株)アイランド	代表取締役 酒井 博孝	静岡県御殿 場市二の岡 一丁目22番 39号	変更なし	代表取締役 木村 剛士	東京都渋谷 区代官山町 6番 6号	代表 者は 平成 21年 12月 1日 住所 は平 成22 年10 月 1 日
46	(株)ジョイッ クスコーポ レーション	代表取締役 堂坂 勝男	大阪市中 央区谷町二 丁目 3番 2号	変更なし	代表取締役 須田 博文	大阪市中 央区谷町三 丁目 6番 4号	代表 者は 平成 22年 4月 1日 住所 は平 成22 年 4 月12 日
47	(株)リブロ	代表取締役 市原 穰	東京都豊島 区東池袋 4 —27—10	変更なし	代表取締役 三浦 正一	東京都豊島 区西池袋三 丁目 1番13 号	平成 22年 5月 10日
48	(株)マミーナ	代表取締役 池田 昭喜	東京都新宿 区新宿 3丁 目14番 1号	変更なし	代表取締役 鈴木 秀生	東京都新宿 区新宿三丁 目14番 1号	平成 22年 6月 22日
49	(株)ポイント	代表取締役 福田 三千 男	茨城県水戸 市泉町 3— 1— 7	変更なし	代表取締役 遠藤 洋一	茨城県水戸 市泉町三丁 目 1番27号	代表 者は 平成 22年 3月 2日 住所 は平 成23 年 2 月 1 日

50	(株)トミーヒ ルフィンガ ージャパン	代表取締役 玉木 開作	東京都渋谷 区南青山 5 — 1—10	変更なし	代表取締役 西条 真義	東京都渋谷 区南青山五 丁目 1番10 号	代表 者は 平成 22年 4月 1日 住所 は平 成23 年 2 月 1 日
51	(株)ラッシュ ジャパン	代表取締役 アンドリュ ・マーティ ン・ゲ	神奈川県厚 木市岡田 4 — 4—10	変更なし	代表取締役 アンドリュ ・ウィリア ム・トーン	神奈川県愛 甲郡愛川町 中津4027番 地 3	代表 者は 平成 22年 10月 1日 住所 は平 成23 年 2 月 1 日
52	(有)アジアイ ンダストリ ー	代表取締役 マノージケ イマタニ	横浜市中区 山下町25番 地	変更なし	変更なし	東京都渋谷 区神宮前二 丁目17番 6 号	平成 20年 4月 28日
53	(株)サマンサ タバサ ジ ャパンリミ テッド	代表取締役 寺田 和正	東京都新宿 区富久町13 —15	変更なし	変更なし	東京都港区 北青山一丁 目 2番地 3 号	平成 21年 5月 28日
54	(株)アカクラ	代表取締役 山本 照和	東京都渋谷 区神宮前 4 — 9— 3	変更なし	変更なし	東京都世田 谷区用賀四 丁目10番 1 号	平成 21年 7月 23日
55	(株)デュラス	代表取締役 桐生 隆	東京都渋谷 区千駄ヶ谷 一丁目28番 8号	変更なし	変更なし	東京都渋谷 区千駄ヶ谷 四丁目12番 9号	平成 21年 8月 10日
56	(有)アミュー ズフル	代表取締役 林 豊	大阪市中心 区南船場四 丁目10番 5 号	変更なし	変更なし	大阪市中心 区博労町四 丁目 7番 3 号	平成 21年 9月 1日
57	(株)ナルミヤ ・インター ナショナル	代表取締役 成宮 雄三	東京都港区 北青山三丁 目 1番 2号	変更なし	変更なし	東京都港区 芝公園二丁 目 4番 1号	平成 21年 9月 19日

58	(有)ムラ・クリエイティブハウス	代表取締役 田村 司	東京都世田谷区上馬 1—33—17—102	変更なし	変更なし	東京都世田谷区三軒茶屋一丁目35番15号	平成21年9月24日
59	(株)ジェネラルパブリック	代表取締役 中元 誠治	東京都渋谷区猿楽町24—1	変更なし	変更なし	東京都千代田区一番町6番1号	平成22年4月22日
60	(株)パッツ	代表取締役 正木 則幸	東京都港区南麻布 4—12—3	変更なし	変更なし	東京都渋谷区代々木二丁目28番7号	平成22年11月18日
61	(株)ピーエックス	代表取締役 喜代永 新太	東京都港区西麻布 4—16—13	変更なし	変更なし	東京都目黒区青葉台二丁目1番4号	平成23年2月7日
62	(株)ナイスクラップ	代表取締役 菊池 博巳	東京都渋谷区神宮前 6丁目12番22号	変更なし	変更なし	東京都渋谷区神宮前六丁目27番8号	平成23年2月21日
63	(株)マッシュスタイルラボ	代表取締役 近藤 広幸	東京都港区南麻布五丁目2番32号	変更なし	変更なし	東京都渋谷区渋谷一丁目2番5号	平成23年6月6日
64	(株)コラボレーション	代表取締役 利根川 吉延	東京都渋谷区元代々木町 8—5	変更なし	変更なし	東京都渋谷区上原一丁目3番9号	平成23年6月13日
65	(株)良品計画	代表取締役 金井 政明	東京都豊島区東池袋三丁目1番1号	変更なし	変更なし	東京都豊島区東池袋四丁目26番3号	平成23年1月31日

3 変更の日

上記 2で既述

4 変更した理由

- (1) No. 1からNo.17の小売業者については、退店のため
- (2) No.18からNo.31の小売業者については、入店のため
- (3) No.32及びNo.33の小売業者については、名称、代表者及び住所の変更のため
- (4) No.34の小売業者については、名称、代表者及び住所の誤記修正のため

- (5) No.35の小売業者については、名称の変更のため
- (6) No.36からNo.42の小売業者については、代表者の変更のため
- (7) No.43からNo.48の小売業者については、代表者及び住所の変更のため
- (8) No.49及びNo.51の小売業者については、代表者の変更及び住所の誤記修正のため
- (9) No.52からNo.65の小売業者については、住所の変更のため

5 届出の日

平成24年 3月 6日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成24年10月 5日から平成25年 2月 5日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成25年 2月 5日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課